

## ベトナム・ビンフック省ブダン県に居住するブロ集団の 土地所有観念と新たな社会階層

本 多 守\*

The Changing Concept of Land Ownership and New Social Stratum  
among Blou Group in Bu Dang District, Binh Phuoc Province, Vietnam

HONDA Mamoru\*

### Abstract

The author studies about social changing process of the Blou group in Binh Phuoc Province, Vietnam from 2016. The Blou were cultivating upland rice with slash-and-burn till the 1980s. Later, they plant Cashew nuts, which are commodity crops, according to government policy. Their society began to be influenced by the market economy suddenly. In this paper, the author revealed the process of changes of Concept of land ownership through their land trading (trading, giving, inheritance). The land was incorporated into the property. In their traditional society, men had the right to inherit property. Recently, when married, the bride tends to receive the land from the bride's parents. Through analyzing their livelihoods, the author clarifies a high proportion of wedding expenses to their income. After 2000, it is impossible for the next generation to cultivate newly cultivated land. The average land area that the next generation men can inherit is less than 2 hectares. Next generation become new social class for being not full-time farmers. Although their income is small, they have to pay the bridewealth. To solve this problem, parents give the land to their daughters when married or reduce the quantity of bridewealth. Though they are beginning to reduce bridewealth, that action means weakening the ties of their society.

キーワード：土地の財産化，花嫁代償，商品作物，ブロ集団，社会階層

**Keywords:** land ownership, bridewealth, commodity crops, the Blou group, new social stratum

---

\* 東洋大学アジア文化研究所；The Asian Cultures Research Institute, Toyo University, Hakusan 5-28-20, Bunkyo, Tokyo, 112-8606 / mhondatoyo@yahoo.co.jp

## はじめに

筆者は、ラムドン（Lâm Đồng）省の山間部で主として移動農法の焼畑耕作民であったモン・クメール系のコホー（Cờ-Ho）族チル（Cil）集団、マー（Ma）族を対象とし、仏領期からドイモイ政策を経て現在までの外因的变化の中での少数民族の社会変容を調査し、2011年に、焼畑耕作民チル集団の婚姻連帯の変化に基づく婚姻連帯拡大型社会変動モデルを提示した[本多2011]。ジュネーヴ協定<sup>1)</sup>以前（第1段階）に移動農法の焼畑耕作をしていた彼らは、ジュネーヴ協定後（第2段階）に戦略邑<sup>2)</sup>政策によって全く新しい地域に定住し、革命後（第3段階）に焼畑耕作を捨てて輸出用多年生工芸作物（以下、商品作物と略）の栽培を始め、ドイモイ政策（第4段階）による市場メカニズムの導入と、それ以降、土地使用権の承認や森林保護政策による山地使用の禁止等の外因的变化を受け、彼らの社会形成の基盤である婚姻システムは第1～第4段階の各段階で大きな影響を受けていた。チル集団はジュネーヴ協定以後、戦略邑に集住した時点で自分たちの使用していた土地全て一原住地を失い、他民族集団の領域への移民となった。このような状況から、チル集団社会には土地喪失の危機感と共に、伝統的な姻戚関係の慣習に裏付けられた、土地を目的とした婚姻が生まれた。

筆者は、2016年から、ベトナム東南部に属するビンフック（Bình Phước）省に居住するモン・クメール系の元移動農法をする焼畑耕作民を対象に上述の社会変動モデルの適用性を調査している。ビンフック省北部の原住民族は、IDカード上はスティエン（Stiêng）族とムノン（Mnông）族のベトナム公定民族に分かれ、ムノン族は調査地のあるブダン（Bù Đãng）県の中心から北部に居住している。ブダン県のスティエン族、ムノン族はともに風俗習慣が変わらず、自称もプロ（Blou）<sup>3)</sup>であると説明する。そこで本稿ではプロと自称する集団に属する人々を調査対象とする。プロ集団の場合、チル集団と異なり、集落レベルでは一時的に原住地を失ったグループはいたが、プロ集団全体としては原住地を失っておらず、周囲にキン族以外の他民族もおらず、無主の土地も広大だった。昨年（2017）までの聞き取りでは、プロ集団は原住者だったために開拓する土地がなくなる1990年代後半まで土地喪失の危機感がなかった。また、現在では婚姻連帯に必要な条件の親による配偶者の選択ではなく、当事者自身が選択する。そのため筆者の社会変動モデルの適用が困難であると思われた。しかし今回の調査で、婿側が土地獲得のためにする婚姻事例ではなく、妻方からの土地贈与傾向と妻方永住の増加が明らかになり、筆者の社会変動モデルを変形しながらも適用できる可能性

1) 1954年7月に締結されたインドシナ戦争和平協定。この協定でベトナムが南北に分断された。

2) 戦略邑（strategic hamlet）政策とは、1962年、革命勢力の影響から逃れさせるためにとられた政策。少数民族やキン族の複数の集落を統合して住民を革命勢力の影響の及ぶ可能性のある地域から移住させ、生活させた。

3) このプロの意味は「上の人」を意味し、ブダン県以南に住むスティエン族の多くはブデ（Bu Deh）「下の人」と自称する。今回のブダン県の調査地に居住する人々の自称は全てプロである。

を見出した。

この他に、諸政策や市場経済化に伴う既存の農業の変化により、土地の財産化が進んだ結果、社会の階層化、かつての花嫁代償システムの限界、商品作物の多角化が進行していることが判明した。

そこで本稿では、土地利用を中心とした経済活動の変化について焦点を当て次のように章割りする。II, 調査地概要及び略史 III, ブロ集団の財産に対する観念 IV, 変化し始める土地観念 V, 出現した様々な土地取引 VI, 商品作物栽培後の生計と婚姻費用の支払い方法, VII, 特別な出費——婚姻儀礼 VIII, 収入増と生活安定化の手段 の8つに分け、筆者の調査地ビンフック省ブダン県で起きた経済活動の変化から上述の各段階の社会の変化を詳述する。終章において社会変化を明らかにし、[本多 2011] で提示したラムドン省の婚姻連帯の社会変動モデルとの相違点を明らかにする。

また、ベトナム東南部に属するビンフック省の調査地の農業発展過程がベトナム中部高原<sup>4)</sup>と類似していることが判明した。長憲次はその著『市場経済下 ベトナムの農業と農村』の中で、ダクラク (Đắk Lắk) 省の農業発展過程を明らかにし、最後に農業開発の問題点を指摘している [長 2005: 269-322]。例えば、本稿でも触れる森林破壊と開発の問題や土地の偏倚利用、金融問題が長の成果と類似する。長は農学者の立場から中部高原ダクラク省レベルで商品作物コーヒーによる発展を研究対象とし、筆者は人類学者の視点で東南部ビンフック省の集落レベルで商品作物カシュナッツによる発展に伴う社会の変化を扱っている。筆者は本稿で長のダクラク省での研究成果を考慮に入れ調査地の成果と随時比較して類似点を明らかにしていく。これはダクラク省における筆者の社会変動モデルの適用の可能性を探る第一歩でもある。

なお、本稿で調査地の概観・歴史については概括するが、すでに [本多 2016; 2017] でもビンフック省北部全体を含めた調査地の概観・歴史、及び民族、婚姻については詳述してあるので、関心のある方は併せて参考にさせていただきたい。

## 調査地

ベトナム国家大学人文社会科学大学ホーチミンシティ校人類学部講師のファムタイントイ (Pham Thanh Thôi) 氏の協力を得、2018年5月、2018年9月に各3週間調査を実施した。調査地域はブダン県の県都であるドックフォン (DP) 町と近隣のドアンケット (DK) 村、ミンフン (MH) 村を中心としたが、本稿執筆では今まで調査した地域のデータも使用した。なお、調査地の表記であるが現在の行政村名、その下部単位としての行政集落名をアルファ

4) コンツム (Kon Tum) 省、ジャライ (Gia Lai) 省、ダクラク (Đắk Lắk) 省、ダクノン省、ラムドン省の5省を含むタイグエン (Tây Nguyên) と呼ばれる地域を指す。

ベット頭文字で記した。インフォーマントの表記については () 内に生年, その後ろに居住村, 集落名をアルファベット頭文字あるいは数字で記してある。

## 調査方法

省人民委員会から許可の出た調査方法に従い, 町に宿泊しながら各村各集落に行き, 事例を収集する形をとった。調査言語はベトナム語を中心に, 重要語彙についてはプロ語を学習しながら行っている。

## II 調査地概要及び略史

本章ではベトナムの省等の公的機関の資料を中心に用いて調査地の概要, 歴史を簡略に述べる。なお, 現ビンフォク省の現状の行政区画が成立するまで, 目まぐるしく行政区画が変更されているため, 統計資料があまり十分でない点はお断りしておく。また参考資料がベトナム公定民族分類のスティエン族を用い, 筆者の扱うプロ集団という自称を使用していないため, 本章に限り, 利用する資料に従い, 資料のままの民族名スティエン族を使用する。スティエン族の中に筆者の調査対象のプロ集団とブデ集団が混在している可能性があることに留意願いたい<sup>5)</sup>。

### 1 調査地概要

#### 1-1 調査地ビンフォク省の位置と産業

調査地のあるビンフォク省はベトナムの地域区分では東南部に属する。タイグエン (中部高原) に属するダクノン (Đắk Nông) 省, ラムドン省の西に位置する。ビンフォク省の南にはドンナイ (Đồng Nai) 省, ビンズオン (Bình Dương) 省, 西にはタイニン (Tây Ninh) 省があり, 北にはカンボジア王国との国境がある。ホーチミンから北へ約 100 キロの位置に省都ドンソアイ (Đồng Xoài) がある。1997 年, ビンフォク省はソンベ (Sông Bé) 省からビンズオン省とともに分離した。現ビンフォク省の領域は, ソンベ省の中でも遅れた地域で, 革命前のビンロン, フォクロン省の領域である (図 1, 2 参照)。

ビンフォク省は中部高原地帯から平原になる地域にあたり, 丘陵地帯で, 15 パーセント以下の勾配の地域が 70 パーセントを占める。標高はダクノン省境界近くのブジャマップ県では 300 メートルであるが, 南部のホンクアン, ビンロン, チョンタイン県, ドンソアイ市では 100 メートル程度である。ブジャマップ, ブダン県, フォクロン市は山地と溪谷があり, 高低差が 70-80 メートルある地域である。一方で, ブドップ, ブダン県, フォクロン市は,

5) 注 3 参照。

| 設立年  | 省名と領域   |        |       |       |       |
|------|---------|--------|-------|-------|-------|
| 1951 | トゥダウモット |        |       | ビエンホア |       |
| 1956 | ビンズオン   | ビンロン   | フォクロン | フォクタイ | ロンカイン |
| 1965 |         |        |       |       |       |
| 1976 | ソンベ     |        |       |       | ドンナイ  |
| 1997 | ビンズオン   | ビンフォック |       |       |       |

図1 行政区画変遷図——ビンフォック省の成立迄（1951-1997）

出典：筆者作成。

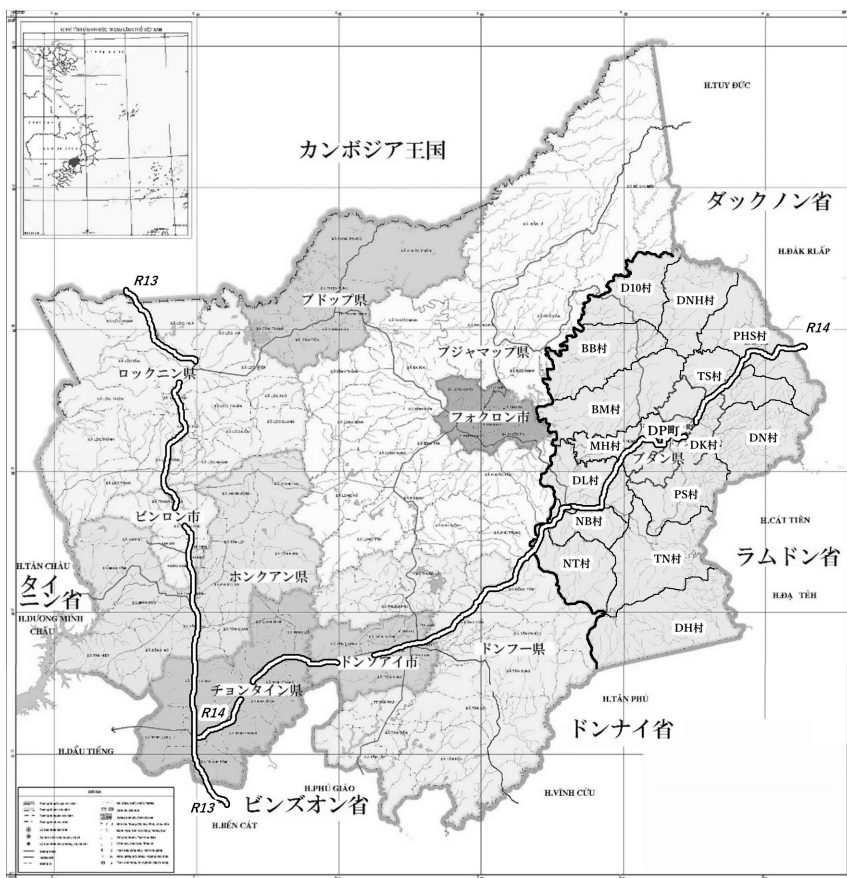


図2 ビンフォック省行政区分地図 [TUBP 2015: I 13] を筆者が翻訳，作成

標高はあるが小さな平原の広がる地域でもある [TUBP 2015: I 20-24]。

ビンフォック省(当時ソンベ省)はフランス植民地時代から南部でゴム農園が盛んであった。革命後は稲，トウモロコシ，キャッサバ，サトウキビが植えられた。しかし革命後省内の国境沿いで民主カンプチア軍との小競り合いが続き，1978年末にベトナムが民主カンプチアに

侵攻し、カンブチア人民共和国を建国するまで対外的に情勢は安定していなかった。省内では、カンブチアの問題以外にも枯葉剤などの戦禍の修復、フルロ（FULRO）<sup>6)</sup>の跋扈など困難も多く、国自体に対する先進国からのカンボジア侵略に対する経済制裁や経済政策の失敗もあって経済発展は遅々として進まない状態だった。状況が安定し始めたのはベトナム共産党第6回党大会（1986年）の政策転換ドイモイを過ぎた1980年代後半だった。省は商品作物（ゴム、カシュナッツ、胡椒、コーヒー）に、力を注ぎ、現在では、これら4つの商品作物は省経済の柱になるまでに発展している<sup>7)</sup>。

## 1-2 調査地ブダン県<sup>8)</sup>

標高350-400メートルの高原地帯で、地質的には中部高原と同様に肥沃な赤色土壌<sup>9)</sup>が広がり（72.14パーセント）、県総面積は1,501.72平方キロメートルである。かつてはビンフック省内で一番森林面積の多い地域であったが、2017年現在、森林面積は約50,000ヘクタールで、そのうち天然林は7,381ヘクタール、残りは植林地となっている〔UBND huyện Bù Đãng (online) 2018.3〕。県人口は144,445人（2016年）。現県都ドックフォン町は1941年の道路建設のための拠点設置が起源である。1988年、現在のブダン県は16村を有していたフォクロン県の中の7つの村（トーソン（TS）、ドアンケット（DK）、トンニャット（TN）、ミンフン（MH）、ギアチュン（NT）、ドンナイ（DN）、ダックニャウ（DkN））から成る県として分離、設置され、その後図3のように変化しつつ、現在のブダン県（15村1町）が形成された〔TUBP 2015: I 763-764〕（図3参照）。

- 6) フルロとは被抑圧民族解放戦線（Front Unifié pour la Lutte des Races Opprimées）の略。1964年に結成され、少数民族自治権要求武力闘争を行った。1975年の革命後もベトナム国内からカンボジアに拠点を移しながらゲリラ活動を行い、1992年国連カンボジア暫定統治機構に投降しアメリカに亡命した。
- 7) ベトナムのカシュナッツの生産量は2001年から2017年まで世界で第一位である。この期間の生産量は2年を除き毎年100万トンを超えている。1990年では14万トン、1995年202,400トン、2000年に270,400トン、2002年に515,200トン、2006年に1,092,400トンである。ちなみにコーヒーは世界第二位、ゴムは世界第三位である。
- 8) このブダンという名はもともとスティエン族の集落ーブダンスレイ（Bù Đãng Srây）集落ーの名で、フランス人が命名した。ブダンスレイ集落は拠点設置のため北に2キロ移動している。なお、現ブダン県成立までの歴史は以下の通りである。1945-54年はフォクロン、ブダン、ドンフーの領域はバラ郡に属した〔TUBP 2015: I 367〕。1958年の時点ではビエンホア省フォクタム郡に属していた。この時期（1958.3.21）の人口は約1,500人、そのほとんど少数民族であったという〔TUBP 2015: I 251〕。1958年にフォクタム郡がフォクロン省に編入され、1961年にドックフォン郡になり、ドックフォン郡は二つの総（tổng）、ブダンとブルラップを包含した。これがブダンの正式な命名期である。ブダン総はブダン、ヴィンティエン村、ブルラップ総はブバル、ブラック村から成っていた。1974年末ブダンが解放されると、革命政権は8村（ダンチュン、ダンギア、ダンミン、ダントー、ダンクアン、ダンホア、ダンフン、ダンソン）からなるブダン県を設置した。1976年、県はフォクロン県に編入され、属していた革命地区は上ドンナイ村とトンニャット村に二分された〔TUBP 2015: I 763〕。
- 9) 赤色玄武岩土壌については〔長 2005: 272-273〕参照。



| 村名 ( ) 内は成立年 |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1988-1991    | 1991-2001     | 2002-        |
| ドアンケット       | ドックフォン (1994) |              |
|              | ドアンケット        | ドアンケット       |
|              |               | フォクソン (2002) |
| トンニャット       | トンニャット        | トンニャット       |
|              | ダンハー (1994)   |              |
| トーソン         |               | トーソン         |
|              |               | フーソン (2002)  |
| ドンナイ         |               |              |
| ミンフン         | ミンフン          | ミンフン         |
|              |               | ビンミン (2008)  |
| ダックニャウ       | ボムボー (1997)   | ボムボー         |
|              | ダックニャウ        | ダウン10 (2009) |
|              |               | ダックニャウ       |
| ギアチュン        | ギアチュン         | ギアチュン        |
|              |               | ギアビン (2007)  |
|              | ドックリウ (1991)  |              |

図3 ブダン県内構成行政集落変遷図

出典：[TUBP 2015:I 763-764] を基に筆者作成。

表1 2016年ブダン県民族別人口表

| 村名  | 2016年戸/人口      | 少数民族          | キン            | スティエン        | ムノン         | マー      |
|-----|----------------|---------------|---------------|--------------|-------------|---------|
| DP  | 2,111/9,157    | 133/600       | 1,978/8,557   | 90/483       | 01/01       | 06/12   |
| DK  | 1,448/5,629    | 598/2,118     | 850/3,511     | 553/1,881    | 03/24       | 02/08   |
| PS  | 1,336/6,244    | 755/3,278     | 581/2,966     | 175/858      |             | 01/03   |
| TN  | 3,308/15,195   | 2,076/9,677   | 1,232/5,518   | 502/2,695    |             |         |
| DH  | 1,571/6,767    | 1,229/5,390   | 342/1,377     | 0/02         |             |         |
| TS  | 1,831/7,636    | 708/3,569     | 1,123/4,067   | 138/659      | 496/2,609   |         |
| PhS | 1,646/6,582    | 489/2,549     | 1,157/4,063   | 11/67        | 347/1,850   | 00/03   |
| DN  | 1,342/5,246    | 741/2,792     | 601/2,454     | 246/1,162    | 278/1,025   | 105/366 |
| MH  | 2,296/10,256   | 343/1,914     | 1,953/8,342   | 285/1,660    |             |         |
| BM  | 2,552/11,499   | 1,026/4,720   | 1,526/6,779   | 438/2,299    |             |         |
| BB  | 2,933/10,983   | 1,108/4,685   | 1,825/6,298   | 161/660      | 08/42       |         |
| D10 | 1,755/7,631    | 895/4,380     | 860/3,251     | 127/702      | 72/360      |         |
| DN  | 2,601/11,915   | 1,432/6,707   | 1,169/5,208   | 92/172       | 702/3,478   | 03/16   |
| NT  | 2,004/9,407    | 341/1,581     | 1,663/7,826   | 195/954      |             |         |
| NB  | 1,162/5,007    | 472/2,126     | 690/2,881     | 191/919      |             |         |
| DL  | 3,334/15,293   | 574/2,798     | 2,760/12,495  | 137/647      | 01/06       |         |
| 総計  | 33,230/144,445 | 12,920/58,882 | 20,310/85,563 | 3,341/15,820 | 1,908/9,395 | 117/408 |

出典：ブダン県人口統計資料より作成 [UBNDHBD 2016]

県のスティエン族の人口は2016年統計で3,341戸、15,820人で少数民族人口の半分を占

める。ムノン族ラム集団<sup>10)</sup>は、1,908戸、9,395人がTS, DN, DkN村に居住している（《表1》参照）。ブダン県統計資料<sup>11)</sup>上で民族を人口順にみていくと、上位5位は、最大がキン族、2位スティエン族、3位タイ族、4位ヌン族、5位ムノン族である。このタイ族、ヌン族の二民族の人口はタイ族が3,034戸、13,551人、ヌン族が2,244戸、9,402人である。この民族は原住民族ではない。実際の資料には19の民族名とその他の民族で計20民族欄がある。しかし本稿とは関連しないものについてはすべて省略した [UBNDHBD 2016]。

スティエン族は、宗教上は4分される。2013年統計で県全戸数は26,214戸であるが、そのうち約40パーセントが仏教徒である。30パーセントがカトリック、17パーセントがミッション系キリスト教 (CMA<sup>12)</sup>) である。

1997年にビンフック省が成立すると、省は農業政策を推進し、ブダン県をブジャマップ県とともにカシュナツ栽培重点地域とした [TUBP 2015: II 62]。現在、多年生商品作物の栽培面積は103,987ヘクタール、そのうちカシュナツは約59,000ヘクタール<sup>13)</sup>、胡椒1,300ヘクタール、ゴム31,000ヘクタール以上<sup>14)</sup>、コーヒー10,000ヘクタール以上である。

また地区内の牛は32,000頭以上、家禽は506,000羽以上である [UBNDHBD 2018: 2; Báo Bình Phước (online) 2018.7]。

貧困戸は1,727世帯で全世帯数の5.17パーセントを占める。2018年、県内少数民族に対し、プログラム134<sup>15)</sup>によって485の家屋を供与した。842世帯に対し生活用水を供与。4つの生活水関連公共事業を実施。263世帯に耕作地225ヘクタールを供与<sup>16)</sup>。118世帯がフーティン (Phú Thịnh) ゴム会社<sup>17)</sup>との合弁事業モデルに参加して、生産請負契約を結んでいる。プログラム1592<sup>18)</sup>によって129世帯に129の貯水タンクを、11の世帯に9.5ヘクタールの耕

10) 隣接するダクノン省、ラムドン省にも居住する。

11) 県内民族数は34。参考資料2009年統計参照 [TUBP 2015: I 260]。

12) Cristian Missionary allianceの略。ブダン県DK村7集落の牧師によれば、ダクラク省からフーティン村に1995年頃布教されたのが最初。現在のフォクロン町では革命前に布教がされている。

13) 2014年にカシュナツ加工工場 (Công ty TNHH một thành viên hạt điều Bù Đăng) が県都ドックフォン町に建設されている。

14) 隣のフーリエン県に本社を置くビンフック省最大のゴム会社で1978年にソ連との合弁会社として設立。ブダン県には3つの農場がある。[Công ty TNHH MTV cao su Phú Riêng (online); TUBP 2015: I 462]。

15) 2004年に飢餓、貧困で生活困難な少数民族の世帯を対象に耕作地、宅地、住居、生活用水の国家による援助プログラム。国際連合開発計画 (UNDP) の支援の下、1998年に政府目標の一つに飢餓撲滅貧困削減プログラムが定められた。その一環。

16) 調査地では所有耕作地面積が2ヘクタール未満だと貧困戸の申請が可能で、もし認められれば5年間貧困戸となり、住宅、生産地の他にその間米や麺類などの食料品の給付を受けることができる。

17) 正式名称 Công ty CP đầu tư xây dựng cao su Phú Thịnh。2006年、フーリエン県に設立。2007年ブダン県トニャット村に農場を開設。面積1,007ヘクタール。雇用者269人中80パーセントが少数民族だという [Công ty CP đầu tư xây dựng cao su Phú Thịnh (online) 2018.11]

18) 2009年10月に交付された少数民族の生活困難貧困戸に対する追加規定。



作地を供与。内閣総理大臣決定第33号に従い、定耕定居政策<sup>19)</sup>対象の146世帯に139ヘクタールの耕作地を供与。現時点までに、8,300以上の少数民族世帯が社会政策銀行からの融資を受けており、総融資残高は約980億ドン近くになっている。のべ303世帯が計16億ドン以上の農業用具の購入援助を受けている [Báo Bình Phước (online) 2018.11]。

## 2 ビンフォク省史——北部を中心に

### 2-1 ジュネーヴ協定以前

仏植民地政府は、1920年代にサイゴンからチョンタインを通ってロックニン、カンボジア国境へと続く国道13号線、そしてチョンタインを起点としてドンフーから調査地のあるブダン、トーソンを抜けてボンメトートに至る国道14号線を建設を開始した。その建設にはスティエン族やムノン族が使われた。村や総(tổng)が設置され、多くの集落が村に包含され、多くの村が総に含まれた。村の中にある集落は居住地を境界関係なく、しばしば移動した。

フランス人は道路建設と共に、ビンフォク省南部のブデ集団の居住地を含めた地域にゴム農園を建設した。まず、1907年にフランスによってソンペー河の赤色玄武岩土地帯にゴム植林が開始された。ゴムの発展とともに、インフラの整備、道路、橋、鉄道や、ゴム加工工場、行政機関や刑務所などが建設され、都市の様相を見せていた。そこに住んでいたブデ集団の人々は、居住地を追われ北かゴムを植えることのできない荒地に移住しなければならなかった。

一方、プロ集団の住むブダン以北では、1941年の道路建設の公共事業拠点設置があっただけで、ゴム農園の建設もなかった。プロ集団は1-2のロングハウスで構成された旧集落ーボン(bon 以降「旧集落」と表記)ーを形成し、農業経済活動は陸稲を中心とした焼畑農業であった。1861年からスティエン居住区で布教活動したカトリック宣教師であるアンリ・アゼマル(Azémar, Henri)<sup>20)</sup>は、プロ集団の生計について、次のように記している。「プロ集団にとって、年間3-4か月の食糧不足は当たり前のことだった。それは焼畑耕作による陸稲栽培の収量が1ヘクタール当たり1トンから1.2トンと少ないからであった」[Azémar 1886: 20]。このような生活はジュネーヴ協定以前まで全く変わらなかったようである。

### 2-2 ジュネーヴ協定(1954年)以後

ジュネーヴ協定後、南部各省には北部、中部のカトリック教徒が移住したが、フォクロン

19) 1977年に発布された272号規定。政府による焼畑耕作民、及び計画移民に対する定住政策。以降、名前はそのまま内容を変えながら現在まで続いている。

20) アゼマルはプロラム(Brolâm)という現在のピンズオン省のライティウ(Lái Thiêu)からピンズオン省北部の一角ースティエン族居住地ーで布教活動を行った(1861-1866年)。しかし移動しながら焼畑耕作するスティエン族に対する布教活動は一時的には信徒を生んだが、移動するという生活方法から信仰を維持することができず最終的に失敗している [Giáo Phận Kontum (online) 2016; Missions Étrangères de Paris (online) 一; Cửu Long Giang, Toan Ảnh 1974: 189]。

省も、同様であった。この時代にはCMAの布教も行われ、フクロン省ソンジャン村やブダンではカトリック教会が建設され、数百の人々が信徒となった<sup>21)</sup>。調査地のあるドックフォン郡には、1959年数千のクアンナム、クアンガーイからの移民がやってきて、ダヴァ営田が作られ、ヴィンティエン村が管理した [ĐBHD & ĐBXĐK 2015: 29]<sup>22)</sup>。こうして1960年以降、フクロン山間部では人口が増大した [Mạc Đường 1985: 22]。この時期(1960.11.5)のドックフォン郡の人口は4,376人である [TUBP 2015: I 253]<sup>23)</sup>。

1954年から1960年まではフクロン省南部のゴム農園のある地域中心に、蜂起闘争が頻発した [Mạc Đường 1985: 188] が、ゴム農園のない国道14号線沿いの少数民族居住地域には革命基地はなく、蜂起も起きない状態だった。しかし革命勢力との接触を恐れて、人々を緻密区に集住させる政策が始まった(1954年)。1961年からは戦略邑の建設が始まり [TUBP 2015: I 402-404]<sup>24)</sup>、調査地のあるブダンでは現在の国道14号線のブナからキエンドックを経てダックノンに至る60キロ間に25の戦略邑が建設された。ヴィンティエン村のヴィンティエン営田1-3も戦略邑に衣替えをし、4がさらに加わった [ĐBHD & ĐBXĐK 2015: 47-48]。ブダン村にはホアドン1、ホアドン2、ピンロック、ピントー、プニユイ、ブモン、ブダンスレイの戦略邑が建設された [TUBP 2015: I 767]。スティエン族の旧集落は戦略邑の近隣に居住していたグループ、それ以外の居住地を放棄し、戦略邑に集住したか、あるいは森に入って革命軍に参加したグループに分かれた。1963年初頭から、革命勢力は戦略邑を次々と破壊した。1965年にはブダン、ブナ、ヴィンティエン、ヴィティエン、ダオギアの戦略邑も一時的に解放された [TUBP 2015: I 770; ĐBHD & ĐBXĐK 2015: 55]。1965-70年、スティエン族の多くの旧集落があったボムボー、ダックオー、ダックニャウ、ドンナイ、トンニャット地域に革命基地があったために、その地域に対する米軍の攻撃が激化し、人々はカンボジア国境まで移動しなければならなかった。また、一部はブジャマツ空港の近くの戦略邑に入った。1968年になり、さらに攻撃が激しくなると、多くの人々がカンボジアに逃げ、ブダンで革命に参加していた人々の一部はダクラクやラムドンに逃げだした [TUBP 2015: I 259-261]。1972年(1972.10.31)にはドックフォン郡の人口は7,842人となった [TUBP 2015: I 254]<sup>25)</sup>。1960年から1972年の間にドックフォン郡の人口は3,466人増えている。これは推

21) ブダン郡の教会はカトリック教会で1957年に建立。当時の信徒はキン族の移民であり、少数民族は対象ではなかった。

22) のちに営田ヴィンティエン1, 2, 3が建設される。各営田にはサブマシンを備えた民衛中隊がいて人々を監視した。 [ĐBHD & ĐBXĐK 2015: 29-36]

23) 郡の総別の人口は、ブダン総が1,766人(ブダン村502人、ヴィンティエン村1,714人)、ブルラップ総が2,160人(ブパール村1,372人、ブラック村788人)である。

24) 「特殊戦争」の政策—ヘリと装甲車による戦闘、戦略邑の建設、北部と南部の連絡遮断を目指し実施された。

25) 郡の人口は、ブダン村7,700人、ヴィンティエン村1,370人、1974年にはブダン村6,847人、ヴィンティエン村995人である。

測の域を出ないが、ジュネーヴ協定以後の中部クアンナム、クアンガーイ移民と戦略邑政策による人口増と考えられる。

### 2-3 革命後

1974年末のブダンが解放され、ブダン県が設置された。県の人口は、この時点（1975年1月統計）で11,838人、うち少数民族は8,694人である。このうち、戦略邑に収容されていた人々は9,538人（少数民族6,717人）、革命基地地区の人口は2,206人（少数民族1,977人）であった。解放後、各旧集落の人々は故郷に手ぶらで戻っていった。しかしそこは戦争による爆撃で何もなく<sup>26)</sup>、革命政権はインフラ整備などを行い、同時に人々を生産管理しやすいように集住させた〔TUBP 2015: I 454; Phan Ngọc Chiển 1985: 75〕<sup>27)</sup>。一方、フルロが少数民族地域（トーソン、トンニャット、ダックニャウ、ミンフン、フォクロン、フォクビンなど）で反革命の活動を続けたため、情勢は不安定だった。その対策もあって1976年7月には、省はホーチミンから新経済区<sup>28)</sup>建設のための10万の移民を受け入れ、また人口密度の高い地域の12,000人を山岳地区の居住地建設のために移住させた。15の新経済区が成立し、30,000の家屋とともに45の異なる村が形成された〔Mac Đường 1985: 199〕。この時（1976.7.2）のブダン県の人口は7つの村の総計で29,469人である<sup>29)</sup>。1975年1月の人口が上述のように11,838人、1976年7月の人口が29,469人であるから、1年半で18,000人近く人口が増加したことになる。しかも少数民族の移住はないので、増加した人口はおそらく全てキン族である。

第1次5か年計画（1976-1980）では、生産集団、合作社が組織され、水稻耕作は10-15世帯が生産隊を組織し、共同で畑を開き、種をまき、収穫まで行われ、成果は配給制だった。1981年には党書記長指示100号により合作社から土地を交付し生産物を納めさせるという生産請負制が導入された。各生産段階では、各世帯に一定面積の畑地の一部分が自分の割り当て分として引き渡され〔Phan Ngọc Chiển 1985: 85〕、播種から収穫までは各世帯が責任を持ち、一定量の収穫を納めれば残りの処分は自由となった。1983年までにフォクロン県では59の合作社、59の生産集団が組織されたが、このうち、少数民族の合作社は38、生産集団は31を数えた。一番多かったのがスティエン族のものである。革命後の新たな商品作物栽

26) 調査地のインフォーマント（1933年生 DK/1）によれば、戦略邑に入った人々はほとんどすべての財産を失った。しかし革命に参加した地域は、甕に代表される財産が残ったのである。戦略邑に入った我々が今持っている甕の大部分は、革命に参加したマー族の人々から購入したものである、という。  
27) この部分については実際の聞き取り内容とかなりのかい離がみられ、少数民族は元の生活に戻っただけだという。

28) フルロと新経済区政策の関連は注26参照。

29) 県人口各村別は以下の通りである。トーソン4,883人、ドアンケット6,053人、トンニャット2,150人、ミンフン4,914人、ギアチュン6,548人、ドンナイ1,050人、ダックニャウ3,871人。

培としては、カシュナッツ、コーヒー、ハト麦、ゴマが挙げられる。焼畑はコーヒーやカシュナッツ畑に変身し、ゴマやハト麦は陸稲と一緒に混植されていた。この時期の主な農業は従来の焼畑耕作と水稲耕作と商品作物の栽培の3つといえる [Phan Ngọc Chiển 1985: 87]。調査地のインフォーマント（1957年生 DK/6）によれば、生産集団に2ヘクタールの水田が割り当てられ、各戸一人ずつ労働者を抛出して、1期作でコメ作りをおこなった。生産集団に参加する一方で、ほとんどの人々が周囲で焼畑耕作を自由に行っていた。また、新経済区のキン族も森に来て伐採し陸稲を植えていた、という。調査地のDK, DP, MH村では商品作物栽培はほとんど行われておらず、生産集団の水稲耕作の他は自己開拓の焼畑耕作が依然として主流だった。

ゴム産業については、ゴム農園は省都ドンソアイからブダンまでの国道14号線沿いを中心に東はドンナイ河まで、西はフーリエンからフックビンに達した<sup>30)</sup>。第2次5か年計画(1981-1985)で、1981年以降も、多くのゴム会社が展開した。また政府はソンバー省にサイゴンをはじめとする各省から新経済区開発のために10万人の移民をしたので、人口は増大の一途だった。1986年までに政府は森林地区に新たに植林したが、植林される面積よりも非合法、合法を合わせた開拓される面積の方が多い状態だった [TUBP 2015: I 461-463]。

#### 2-4 ドイモイ以後

1986年のドイモイの開始の年からの10年間は、ゴムの他に、胡椒、カシュナッツ等の生産が盛んとなった。特にカシュナッツの面積は省全体で9,000ヘクタールになり、その収穫量数万吨が輸出されている。年平均で毎年ゴム植林面積が3.6パーセント、胡椒は39.8パーセント、カシュナッツは48.9パーセント増えている。インフォーマント（1972年生 DK/6）によれば、調査地の定耕定居は1980年代中頃から1990年代初頭であり、定耕定居とあわせてカシュナッツ栽培が始まった<sup>31)</sup>。調査地の集落では、1990年以降、多くの人々がカシュナッツを植えるはじめている状態になった。また生産集団時代に開拓使用した水田は、生産集団解体とともに各戸に給付されたが、この時点で多くが放棄された。1992年から1998年にかけてランソン、カオバン、タイグエンから自由移民が増加し、森を無許可で開拓した。1993年に発布されたプログラム327<sup>32)</sup>のために、省全体では植林が進んだが、調査地のブダン県ではまだ食料が十分でなく、民は貧しく生産農地を森に求めたため、森は徐々に減り続けた。森林保護政策の効果は畑地開発や不法伐採で打ち消され、森は減少の一途であった [TUBP 2015: I 474-476]。1991年から1996年にかけて、新たなゴムや果樹の植林が国営以外の区域

30) フーリエン国営ゴム会社はこの時期に設立されている。フーリエン国営ゴム会社については注17参照。

31) 調査地におけるカシュナッツ導入時期については表3参照。

32) 2010年までに200万ヘクタールを造林するという国家プログラム。

で急速に広がった。その土地はもとサトウキビ、米、野菜などが植えられていた場所である。つまり、この時期に陸稲からカシュナッツへの転換が進んだということが考えられる。こうして移民と少数民族による開拓などによって98年に森は消え、森はすべてカシュナッツとゴムの林になってしまった<sup>33)</sup>。インフォーマント(1961年生 DK/2)は次のように語る。「陸稲をやっていた頃は、1年のうち4か月位は米がなく、森の産物を食べた。タケノコや籐の芽、山芋の一種で次の収穫まで食いつないだ。肉はイノシシやイタチ、リス、水鹿などを捕まえて食べた。しかし、肉になる獣は森の消滅(商品作物の栽培で始まった開拓による)と一緒に消えてしまったなあ」。従って現在、米は購入し、一部の人々は水田を購入、あるいは借りて稲作を開始し<sup>34)</sup>、肉類は家禽の飼育、あるいは購入に依存している。語りの通り、伝統的な自給自足経済は商品作物栽培開始でほぼ完全に消えた。

現状では、プロ集団が植えている商品作物は圧倒的にカシュナッツが多い。ゴムやコーヒーは栽培に多量の水が必要であり、また、ゴムは採取時間が朝の3時から8時で、4月から8月まで毎日収穫作業が必要であることから避けられがちである。カシュナッツは、1997年から2000年までの間に省全体で数千戸にのぼる飢餓撲滅貧困削減プログラムに貢献した。この中に、カシュナッツ栽培重点地域のブダン県、ブジャマップ県が含まれていた<sup>35)</sup>のは当然である。

### III プロ集団の財産に対する観念

この章ではプロ集団の商品作物栽培前の財産についての観念を慣習法 [Gerber 1951]<sup>36)</sup>と照らし合わせ、インフォーマントからの情報と併せて明示する。これを行うことによって、新たに財産となった土地が、彼らの社会でどのように扱われているか検討することが可能と

33) 調査地の森林消失時期は表3参照。

34) 2007年ぐらいからDK村第6集落、7集落1組の人々が一部水稲耕作を始めている(15-20ヘクタール)。水稲耕作を行っている水田は合作社が使用权を持つ地である。1989年から1990年にかけて水路が整備され2期作ができるようになっていた。原使用者は合作社時代の開拓者で、使用权証を持っていないが、水稲耕作を行いながら、カシュナッツやゴムの農産物を植え始めていた。そこへプロ集団が生活安定のために水田を借り始めた。ドックフォン町ブモン集落での聞き取りでは1997年に合作社の水田の賃借を年8百万ドンで開始していた。そして2000年過ぎから多くの民が賃借を開始したという。一部の原使用者は2007年頃から一部の水田を口頭で売却を始めている。価格は1アールあたり20チウである。合作社はこのことに一切関与していない。貸与や売却の理由は所有者にとってみれば水稲耕作よりも他のことに労力を集中したほうが、利益が出るからである。

35) 本章1-2参照。

36) フランスは経済的、政治的、そして人口学的要因による絶滅から山岳民を救わなければならないと結論づけた。豊かな山岳民の文化を救うために、近隣諸国と同じレベルに発展することで、山岳民がベトナム人の「侵略」に抵抗できるようにしようとした。慣習法の利用はこの目標を達成するためのフランスの山岳民近代化策の一環である [Salemink 2003: 156]。

なる。

## 1 花嫁代償等を含む財産と相続システム

慣習法 [Gerber 1951: 266] によれば、財産相続は男女関係なく均等分割であると記される。この慣習法については情報としては不足があるのでここで事例をあげながら補足・修正しておく。

彼らが財産と認める物は前稿 [本多 2017: 125-132] で明らかにした花嫁代償<sup>37)</sup>で扱われる動産である(本稿《表 8》参照)。花嫁代償の額は、婚礼前に妻側が明示する。それは花嫁の父が自身の結婚の時に払った花嫁代償と同額であるのが普通である。この支払は婿の父が支払う責を負う。婿の父は自分の娘がいれば、自分の娘の結婚時に得る花嫁代償を使用して支払うことも可能である(図 4 参照)。

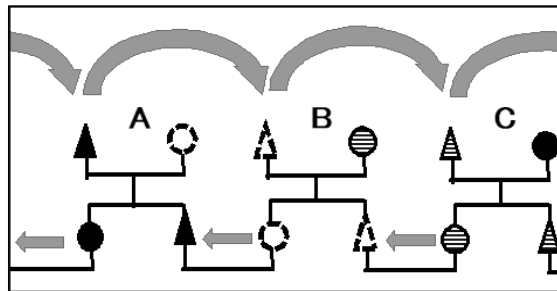


図 4 婚姻による財産の移動

(弧を描いた矢印が財産、直線矢印が女性。)

出典：筆者作成

例えば、花嫁代償は A のリネージュから B のリネージュに移る代わりに女性が B から A に移動する。A から B へ支払われる花嫁代償は、一度に支払われることがない限り、一時的に A の B に対する債務となるが、A の女性が C に婚出する際に、C から支払われる花嫁代償によって、A は B に対する債務を支払うことができるのである。

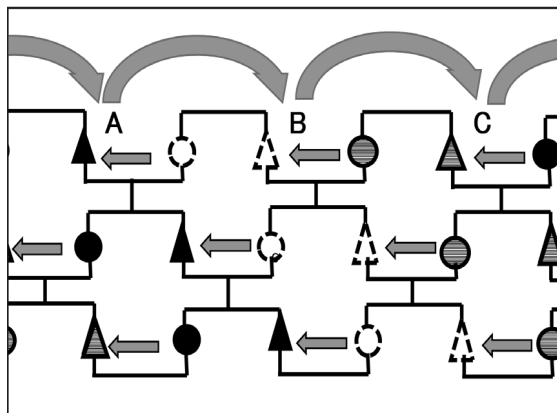


図 5 世代間を超えたリネージュ関係

出典：筆者作成

このリネージュ間の関係は、旧集落に 1 リネージュの場合、旧集落間で世代を超え維持され(図 5 参照)、現在でも時折高齢者によって語られ

37) 本稿で使用する「花嫁代償」とは婚礼に際し、「婚礼にかかわる贈与財」を指す。具体的な財産は本稿の表 8 に記載してある。表 8 のうち水牛 1 頭は持参財、甕類のうち、安価なものは女側に対する紐帯強化の証として用いられる。詳細は [本多 2017] 第 3 章参照。



る<sup>38)</sup>。リネージ間の関係を維持するための財産、花嫁代償で妻側から請求される種類の動産についての相続は、筆者の聞き取りデータでは以下の通りとなる。

動産の管理権は父が持つ。財産相続権は男子のみが持ち、婚出する女性にはない。原則として女性に相続権がないのは、男子のいる父に聞いた場合に必ず語られる慣習法であり、女性しか子供がいない場合に初めて女性が相続者になりうる。

父が花嫁代償完済で死亡した場合、全ての男子が同居中であれば、成人の最年長の男子が財産を管理する。複数の男子がいる場合で、父の死去前に独立していればその男子は相続権がない。仮にすべての子供が未成年であれば、母が代行し、男子が成人になるのを待つ。同居する複数の男子がいれば、寡婦となった母、あるいは両親の面倒を見る末男が最も相続財産の量が多い。同居する最年長の男子

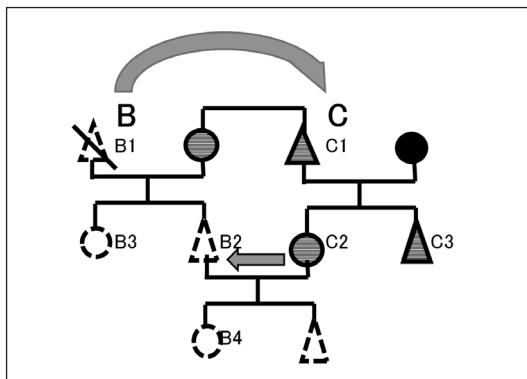


図6 債務の返済

出典：筆者作成

が未成年の養育をする場合には、その養育費は自分の財産から拠出するのでその分だけ相続できる財産の量は増える。もし父が花嫁代償未完済であれば、妻方親族が管理することとなる。

例えば（以下、図6参照）、B2とC2の結婚でC1に対して支払うべき花嫁代償を父B1が未完済で死亡した時、B3の娘が結婚した時にB3の夫側から支払われる花嫁代償を用いてB2が母方オジC1、キョウダイC3に支払うことになる。もしB3がいなければ、B4の婚出時の花嫁代償を使用することになる。

## 2 ジュネーヴ協定以前の土地観念（図7参照）

多くのインフォーマントからは、もともとプロ集団にとっては、土地は無限で、相続するものでもなければ、そもそも財産でもなかった。なぜなら焼畑耕作が生業であり、数年（3年程度）使用して放棄して新たな耕地を開拓して畑にするという輪耕を行っていたからであ

38) 例えば、DK村第2集落のインフォーマント（1938年生）によれば、「かつて我がブダンスレイは周囲の6集落と婚姻関係で結ばれていた。我がブダンスレイは、このうちのブムボール集落に嫁入りをし、ダンヨ集落から嫁取りをした。このつながりのことを、ソサーイ（so sai）と呼ぶ」。DL村第4集落インフォーマント（1955年生）によれば「ブンディア（Bu Ndia）とブスイット（Bu Sit）、ブモン（Bu Mon）は婚姻関係にあった」。TS村ST集落インフォーマント（1968年生）によれば「集落内にはダックラ（Dak Ra）とブヨー（Bu Yo）の旧集落がある。この二つは婚姻関係にあるのだ」。MH村第5集落のインフォーマント（1948年）によれば、NB村、DL村、BM村と婚姻関係が多かったという。

る。一つのリネージが一定の場所に居住しともに焼畑耕作している旧集落では、耕作地、休閒地を含めてその旧集落のリネージの長の管理下にあり、他旧集落の者がその地を無許可で使用することはなかった。放棄した耕作地＝休耕地は同旧集落の者であれば耕作可能だった。しかし、他旧集落の者は、耕作するには旧耕作者のリネージの長の

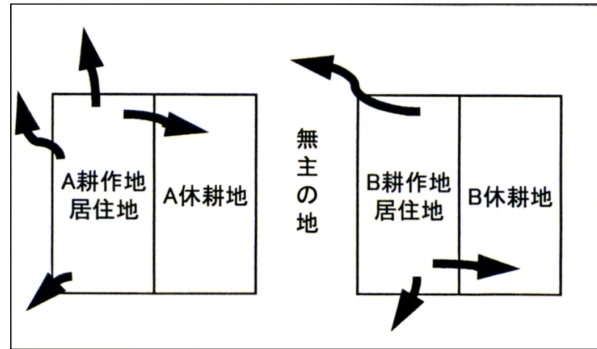


図7 ジュネーヴ協定以前の集落間の土地使用関係  
出典：筆者作成（矢印は集落の耕作可能土地）

許可が必要だった（1944年生 DK/2）。各リネージの墓地となっている小さな丘については誰も開拓してはいけなかった（1955年生 TS/ST）<sup>39)</sup>。一見して土地すべてが管理されているように思われるが、当時の人口密度は低かったため、実は旧集落と旧集落間には無主の土地も存在していた。従って、管理地と無主の土地が混在している状況であった。

慣習法 [Gerber 1951: 267-268] では、未耕作地については相続は否定され、耕作地は「債務を完済していれば、夫の家族に、しかし債務を完済しておらず、妻方居住中であれば妻の家族に」と記される。これは、債務を完済すれば、夫側の両親の近くに住み、耕作地も夫側の管理に属する。妻方居住中の夫は妻側の管理する土地を借用する形をとるからである。花嫁代償を完済し夫側に戻る際は、慣習法上は妻方居住中に使用していた耕作地は妻側に返却される。この実態は、リネージ管理下に戻るという状態だった。つまり、この時代には相続システムの中には不動産は組み込まれていなかった。

#### IV 変化し始める土地観念

この章では、戦略邑以降の土地観念の変化と、聞き取りデータを用いながら各地域で商品作物が導入された時期を明示して森消滅までの過程を概観する。ビンフック省でも最も森深かったブダン県は『地誌ビンフック』の中で「現在、森林は耕作のための森林の破壊、水力発電プロジェクトの建設、移民と林産物の自由な搾取のために使い果たされ破壊されてしまった」[TUBP 2015: I 761] と記す。その過程と土地観念の変化を明らかにする。

##### 1 ジュネーヴ協定後の土地観念の変化（図8参照）

戦略邑が建設され、そこに集住すると状況は一変した。今までは自分の旧集落の中で任意

39) 現在でもこの慣習は残っているおり、近隣に住むキン族も立ち入らない。

の場所で焼畑耕作をしていた。しかし強制移住によって、原住地から遠く離れ、自分たち管理下の耕作地がなくなった。その結果、他の旧集落の領域で生計を立てることになった。

例を挙げると、ホアドン1, 2 戦略邑<sup>40)</sup>に強制移住した頃、原住地の耕作地を使えない遠方からの移住者は、近隣のBN旧集落やBM旧集落の領域を開拓した。許可を得た場合も許可を得ずに開拓した場合もあった。つまり、原住民であるAは伝統的

な観念であったのに対し、移住者であるB'は『誰も耕作者していなければ耕作可能』という観念を持ち始めたのだった。もともとリネージの耕作地と無主の土地が共存していたため、無主の土地の観念が拡大解釈されたのである。

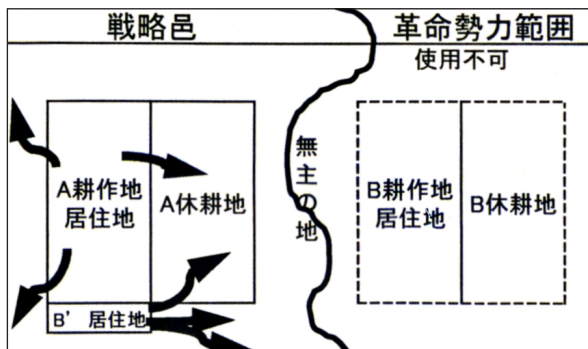


図8 ジュネーヴ協定後の集落間の土地使用関係

出典：筆者作成

## 2 革命後——土地観念の変化 (図9参照)

戦略邑が解放され、各旧集落出身者が原住地に戻るグループ、つまり自分のリネージがかつて耕作したところは、その管理地であるという観念に基づき戻った、伝統的な観念に従ったグループ、そして本来ならば戻って自分の出身集落の耕作地を使用するのが当然だが、戻らずに戦略邑時代のままの状態を維持するグループ (図9 B') の二つに分かれ居住するようになる。革命後も戦略邑時代に耕作した各旧集落の土地はそのまま自己の耕作地となった。どちらのグループも当初のリネージの管理地に関する考え方 (III章2

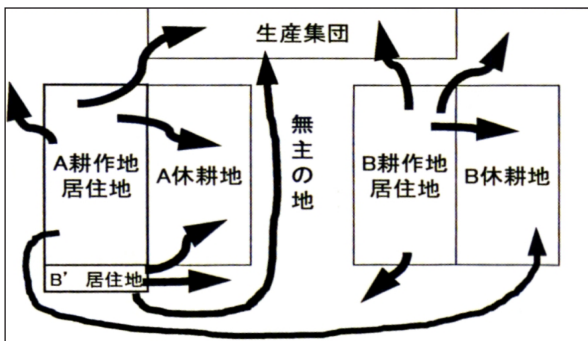


図9 革命後の土地使用関係

出典：筆者作成

参照)は絶対的なものではなくなり、戦略邑時代に広がった『だれも耕していなければ耕作可能』の考え方も共存する状態になった。革命政権は合作社政策 (1976～) を施行し、生産

40) 本稿 II 章 2-2 参照。

集団のための共同の生産地が、森を切り開いて整備された。生産集団には各旧集落が組み込まれた。インフォーマント（1965年生 DK/7）に聞くと、生産集団時代は、共同生産地の周囲で開拓し陸稲耕作をして生計を立てた。同時にこの時期、新経済区政策で多くのキン族が移住した。

《表2》<sup>41)</sup>ではこの期間に14,000人の人口増がみられる[TUBP 2015: 779]<sup>42)</sup>。当初から『だれも耕していなければ耕作可能』の観念しか持たないキン族は無主の土地を開拓し焼畑耕作を始めていた。

このような環境下で、上述の原住民あるいは移住者のグループが二つの観念を持ったまま、輪耕による陸稲栽培に従事したが、この頃は無主の土地も広く、生業は従来通りの焼畑耕作のため、休耕地になることも、放棄される状態、つまり3年という短期間使用後に放棄するという状態だったので二つの観念を持つ異なる人々の間になんの対立も引き起こさなかった。

表2 ブダン県人口推移表

| 年    | 戸数(戸)  | 人口(人)   |
|------|--------|---------|
| 1974 |        | 11,834  |
| 1988 |        | 26,000  |
| 1992 | 5,339  | 27,498  |
| 1994 | 9,490  | 45,507  |
| 1997 | 11,534 | 53,125  |
| 1998 | 14,219 | 65,916  |
| 1999 | 24,758 | 74,737  |
| 2005 | 24,758 | 113,900 |
| 2012 | 25,468 | 142,382 |
| 2013 | 26,214 | 149,812 |
| 2016 | 33,230 | 144,445 |

出典：[TUBP 2015:779; UBNDHBD 2016] を参考に筆者作成

### 3 ドイモイ後——商品作物の栽培の開始と二つの観念の衝突 (図10参照)

聞き取りのデータから各地域への商品作物導入時期、森の消失時期、利用権証発行時期について《表3》を作表し提示した。《表3》で各々記載した時期は少数民族に対する聞き取りで得た情報に基づくものであり、同じ集落に居住する他民族は無関係である。

ドイモイ期と前後して政府の政策によって商品作物栽培—カシュナツツ—が開始される(《表3》参照)と、状況は一変した。陸稲耕作のみを継続する者とカシュナツツ栽培する者が共存することとなった。双方のグループで、無主の土地の開発が始まった。

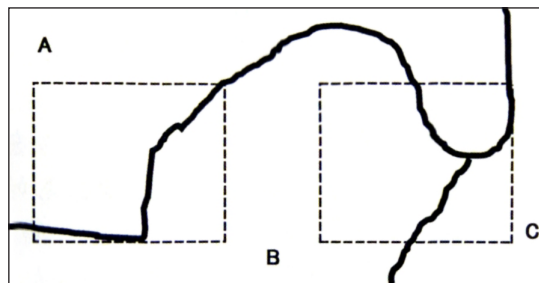


図10 商品作物栽培による森の消滅

出典：筆者作成

革命後に『無主の土地』の定義が変化し始めたことは上述したが、陸稲耕作をしていた者の中には伝統的な観念—耕作していた土地(休耕地)は自分たちのリネージによって守られ

41) ブダン県が成立したのが1988年のため、それ以前の有効な資料は存在しない。1974年データは旧行政単位のドックフォン郡のデータである。

42) この14,000人が新経済区政策で移住してきた計画移民であると考えられる。

表3 各地域別商品作物と森の消失、利用権証

| 地域       | カシュナッツ   | ゴム   | コーヒー     | 森の消失      | 利用権証 | 水田       |
|----------|----------|------|----------|-----------|------|----------|
| TS       | 1991, 92 | 2006 | 2003     | 2000      | ○    |          |
| TS/ST    |          | 2012 | 2013     | 1993      |      |          |
| TS/SL    | 1988     | 2015 | 2012     | 1996      |      |          |
| TS/Stung | 1984     | -    | 1996     | 1998      |      |          |
| TS/SH    | 1992     | 2012 | 2005     | 1997      |      |          |
| TS/Sthy  | 1988     | -    | 1990     | 1996      |      |          |
| DK/1     | 1992     | 2011 |          | 2000-2003 | ○    |          |
| DK/2     | 1978     | 2004 | 2006     | 2002      |      |          |
| DK/6     | 1985, 86 | 2002 | 2012     | 2006      |      | 1996-    |
| DK/7     | 1991, 92 | 2008 | 2009     | 1995-98   |      | 1996-    |
| TN       | 1991, 92 | 1998 | 1996, 97 | 2005      | ○    |          |
| PS/6     |          |      |          |           |      |          |
| BM/1     | 1999     | 2008 | 1999     | 2005      | △    |          |
| DN       | 1980     | 2008 | 1992     | 2004      | △    |          |
| DP/DL    | 1985     | 2008 | -        | 1990      | ○    | 1998-    |
| DP/DT    | 1986     | -    | 1993     | 1996      |      | 1981-    |
| MH/1     |          |      |          |           |      |          |
| MH/5     | 1922, 93 | 2001 | 2003     | 1997      |      | 1981-    |
| NT       | 1991, 92 |      |          |           | ○    |          |
| DL/4     |          |      |          |           | 1998 | 1993, 94 |

\* 利用権証の交付は大部分がされているところが○、されていない部分が多いところを△としている。水田については聞き取りで得られた情報のみ記載。

出典：筆者作成

る一を依然として維持する者もいた。しかし、『だれも耕していなければ耕作可能』の観念の人々にとっては無主の土地は許可不要だった。さらに、同じリネージに属する者にとっても許可なく開拓していい地であった。

カシュナッツは3年以上たないと収穫できない。そのため開拓すると一旦陸稲とカシュナッツを混植する。陸稲は3年で終了し4年目からはカシュナッツのみになり、陸稲は新たに開拓した場所で栽培する。このようにして本来3年で放棄されていた土地はカシュナッツ畑と化した。陸稲栽培を専らとする、伝統的な土地観念を維持した者は自分のリネージに属さない者に、ついには自分のリネージに属する者にまで耕作地を奪われてしまう事態となった。さらにこの土地獲得競争に、ラムドン省側から移住してきたドイモイによる自由移民のタイ族やホーチミンからの移民が加わり（図10C）<sup>43)</sup>、競争は森が消滅するまで続くことになる[本多2017: 211]。それを踏まえてこの競争の開始から森が消滅するまでの期間を検討していくと、各地域とも90年代にはカシュナッツが主流となり森の消失時期は開始後10年余で到来する。この期間(1988～1999年)にブダン県の人口は2倍強に膨れ上がっている(表

43) II章2-4参照。ラムドン省では1996年から1998年の3年間に自由移民は13,500戸57,200人になった[Đặng Nghiêm Vạn 2002: 237]。

2) 参照)。統計資料によればプロ集団（統計上はスティエン族）の人口は2012年に14,442人、2016年に15,820人である〔TUBP 2015: 779; UBNHBD 2016〕。この人口増加率を逆算すれば1988年当時プロ集団は8,200人弱。1999年は10,600人弱。つまり、1999年に64,000人弱がプロ集団でないということになる。1988年にプロ集団以外は17,800人。1988年から1999年の11年間にプロ集団以外の人々は3.6倍の人口増であり<sup>44)</sup>、いかに激しい競争だったか想像に難くない。ダクラク省では1975年対比で1999年の24年間に4.14倍である〔長 2005: 286〕から、ブダン県はダクラク省よりも激しかったということになる。

以上、土地観念の変化と開発の経過をたどってきた。焼畑耕作時代のリネージ所有の土地観念は、戦略邑時代に変化し始め、革命後カシュナツ栽培の開始とともに旧観念を守る人々を追いやる形で消滅していった。森の消滅時には、プロ集団のほぼ全ての人々がカシュナツ栽培を始めることになるが、上述したようにこの同じ時代を経験した人々の中で、カシュナツ栽培に先んじた者と出遅れた者の二つのグループに分かれた。このことが現在の所有耕作面積が異なる一因となっている。

次章以降では、栽培する農作物の変化と森の消失が彼らの社会にどのような影響を与えているか、検討していく。

## V 出現したさまざまな土地取引

本章では土地売買、贈与、相続の諸データを用いて土地の財産化の過程と変化を提示、分析する。そしてまた、土地を財産としてどのような原則に従って相続しているのかを明らかにしていく。なお、以降利用する各表の家族noは共通である。

### 1 土地売買事例の分析

焼畑耕作で陸稲栽培時は、数年使用した耕作地は無主の土地へと帰し売買の対象ではなかった。しかしカシュナツは長期にわたり管理が必要であり、それに伴い土地が財産と化したのである。

土地に対する観念の変化は財産化の一つの指標である売買実績で明らかである《表4》。《表3》の各時期と《表4》の取引年を合わせて検討する。最初の売買事例は1994年。DK村第2集落での事例である（《表4》no1参照）。売却理由は夫の治病費用の捻出である。この集落のカシュナツの導入期が1986年。1990年には収穫が始まり、多額の現金収入が得られることが判明して、集落全体が競って植え始めるカシュナツブームが到来した。その時期が

44) このような人口増は中部高原で普遍的にみられ、ダクラク省の農家総人口は577,000人（1990年）から853,000人（1999年）に増加している〔長 2005: 286〕。



表4 土地売買事例

| no | 家族 no | 取引年  | 場所(村/集落) | 価格(千ウ)  | 面積 (ha) | 売買   | 売却者   | 民族 | 購入者   | 民族 |
|----|-------|------|----------|---------|---------|------|-------|----|-------|----|
| 1  | 23    | 1994 | DK/2     | 3       | 1.0     | 売    | DK/2  | S  | DK/2  | S  |
| 2  |       | 1995 | DK/2     | 3       | 1.0     | 売    | DK/2  | S  | DK/2  |    |
| 3  |       | 1995 | TS/SL    | 8       | 1.0     | 売    | DK/1  | S  | TS/SL | K  |
| 4  | 10    | 1997 | MH/5     | 18      | 0.85    | 売    | MH/5  | S  |       |    |
| 5  |       | 1999 | TS/SL    | 80      | 1.0     | 買    | TS/SL | K  | TS/SL | S  |
| 6  | 16    | 1999 | DK/6     | 12      | 2.0     | 売    | DK/6  | S  |       |    |
| 7  |       | 2000 | DP/DT    | 10      | 2.0     | 売    | DP/DT | S  |       |    |
| 8  |       | 2004 |          | 15      | 3.0     | 売    |       |    |       |    |
| 9  |       | 2001 | DL       | 3       | 1.0     | 買    | DL    |    |       |    |
| 10 |       | 2003 | DK/7     | 40      | 2.0     | 買    | DK/7  |    | MH/1  | S  |
| 11 | 2007  | DK/7 | 25       | 1.0     | 買       | DK/7 |       |    |       |    |
| 12 | 2017  | DK/7 | 15       | 0.9     | 買       | DK/7 |       |    |       |    |
| 13 |       | 2002 | BM2      | 15      | 3.00    | 売    | BM/2  | S  | BM/2  | T  |
| 14 | 26    | 2002 | DK/2     | 0.3     | 0.5     | 買    | DK/2  | S  | DK/2  | S  |
| 15 |       | 2005 | DK/2     | 180     | 0.5     | 売    | DK/2  | S  |       |    |
| 16 |       | 2008 | DK/2     | 200     | 2       | 買    | DK/2  | S  | DK/2  | S  |
| 17 |       | 2008 | DK/2     | 510     | 4.3     | 売    | DK/2  | S  |       |    |
| 18 | 23    | 2004 | DN       | 80      | 1       | 買    | DN    |    | DK/2  | S  |
| 19 |       | 2010 | DN       | 80      | 1       | 買    | DN    |    | DK/2  |    |
| 20 |       | 2012 | DN       | 240     | 1       | 買    | DN    |    | DK/2  |    |
| 21 |       | 2007 | DP/DL    | 45      | 1       | 買    | DP/DL | K  | MH/5  |    |
| 22 | 19    | 2007 | DK/2     | 35      | 1.5     | 売    | DK/2  | S  | DK/2  | S  |
| 23 | 9     | 2010 | DK/7     | 6       | 1       | 売    | DK/7  | S  |       | K  |
| 24 |       | 2010 | DK/7     | 180-250 | 1       | 売買   |       |    |       |    |
| 25 | 29    | 2010 | PhuocS/6 | 70      | 1       | 売    | DP/DL | S  | MH/5  | S  |
| 26 |       | 2011 | DK/1     | 450     | 13      | 売    | DK/1  | S  |       |    |
| 27 | 25    | 2013 | DK/1     | 100     | 1       | 売    | DK/1  | S  | DK/1  | K  |
| 28 | 24    | 2013 | DN       | 80      | 1       | 買    | DN    | S  | TS/SL | S  |
| 29 |       | 2016 | DK/7     | 160     | 1       | 売    | DK/7  | S  | DK/7  | K  |
| 30 |       | 2017 | TS/STung | 300     | 1       | 売買   |       |    |       |    |
| 31 |       | 2018 | DP/DL    | 15      | 0.8     | 買    | DP/DL | S  | MH/5  | S  |
| 32 | 30    | 2018 | MH/1     | 200     | 0.8     | 買    | BM/BB | S  | MH/1  | S  |

\* 売買のどちらかの記載はインフォーマントの立場を基準とする。【売買】の項目中の「売 買」の記載は人民委員会の証言に基づく。

\*\* 民族欄の S はプロ集団, K はキン族である。

出典：筆者作成

売却の時期に重なる。次に注意すべきは、森の消失時期である。開発しつくされ新たに土地を入手することが困難になり、土地売買の機会が生まれた。例えば TS 村 SL 集落では購入時期 1999 年の取引がある（《表 4》no5）が、この集落の森消失時期が 1996 年である。土地が入手困難になり購入したことが明らかである。

2000 年を過ぎると、土地取引が急増してくる。そしてキン族が購入者として登場してくる。2000 年代後半になると購入者はプロ集団が目立ってくる。1993 年土地法は土地の使用

権を認め、譲渡、売買、担保を可能にした。調査地でも2000年前後に土地使用権証が交付され始め<sup>45)</sup>、より法的裏づけの伴う取引が可能になり、それ以降のプロ集団所有地の取引促進の材料となったことは否めないだろう。DK/7では、2010年ごろにはカシュナツ畑が180-250チウ/ヘクタール<sup>46)</sup>で売れたため、多数の人が土地を売却していたという(DK/7キン族出身集落長)。プロ集団が土地を売却して貧困世帯が増えるという、政府目標の飢餓撲滅貧困削減プログラムにも逆行する動きに対し、省令で2015年から少数民族とキン族間の土地売買が禁止されている[本多2017: 212]。手製の契約書を作り売買が実施されているが、キン族との取引は利用権証の名義の変更手続きができないので、利用権証未発行の土地についてのみで、利用権証のある土地の売買では、プロ集団が主に買い手になっている(1961年生DK/6)(《表4》参照)。

また売買事例no14-18は家族no26の世帯主が行為者であるが、世帯主は自己開拓面積が10ヘクタールに及び、新たな土地の必要性は全くなかった(《表6》参照)。しかし記載の通り売買を繰り返している、不動産投機の事例である。この世帯主は2002年の最初の売買は異母兄弟の酒飲みの兄から5アール<sup>47)</sup>の畑を30万ドンで買い、2005年に同じ土地を18チウで売却、2008年には銀行で購入代金200チウをすべて借入し2ヘクタールを手に入れると、その年のうちに自己開拓地も併せて3ヘクタールを510チウでキン族に売却し、同年妻の父に1.3ヘクタールを250チウで売却した。土地価格を比較すると、森が無くなった頃を境に価格が急騰している。家族no26の世帯主の購入した30万ドン(2002年)の土地は3年で18チウ(2005年)と6倍になっている<sup>48)</sup>。従来土地を財産と見做していなかったプロ集団が10数年の間に土地投機をするまでになっているのである。このような売却益を狙った取引例はまだある。

例えば、売買事例22-24のインフォーマント(1975年生MH/1)も最初に自分が2001年に開拓した土地1ヘクタールを2005年に45チウで売った後、その資金ですぐに両親の土地を30チウで購入し、傾斜地だったので2007年に65チウでキン族に売却している。この

45) 使用権証の交付時期は地域によってさまざまである。同じ村の中でも差がある。申請から交付までの期間も数年かかるケースがある。また行政側では林業地であるがために交付しないケースもある(ブダン人民委員会民族室副長)。

46) 1チウ=1,000,000(ドン)、1円は約210ドン。

47) ベトナム語でサオ(sao)と呼ぶ。1サオ=1アール=0.1ヘクタール。

48) またベトナムのカシュナツの生産量が2000年に270,400トン、2002年に515,200トン、2006年に1,092,400トンである(注9参照)。ベトナム全体の多年生商品作物を含む果樹園面積(単位:1,000ヘクタール)は1985年805、1990年1,045、1995年1,348、2000年1,938、2002年2,213、2006年3,088である。面積は2002年から2006年にかけて1.4倍になっており、このことから果樹園の需要が高い時期だったことがうかがえる。また土地価格の高騰は公務員の汚職も招いており、2012年ブダン県森林管理室長が林業地無断売却の不正にからんで逮捕されている[báo Saigon (online) 2012.3]。

事例は、倍以上の値上がり益を得た投機的行動を示すと同時に、土地の乱開発を示す事例である。この土地は傾斜地で本来耕作に不適切の地であるにもかかわらず需要があったのである。売買事例 25 も、乱開発を示す事例である。インフォーマント(1978年生 MH/5)によれば、自分の土地でうまく耕作できず北部に帰るキン族から1ヘクタール45チウで傾斜地を購入したという。

《表4》の売買成立年による価格の違いを見ると、2000年の前と後では数字の桁が増えていっているのがわかる。土地の条件によって価格が異なるので、上記の事例のような同じ土地でしか正確な比較はできないが、高騰しているのははっきりとわかる。以上、土地の売買事例から、プロ集団の土地観念の変化とともに売買をめぐる環境変化—政策への対応や乱開発の状況を明らかにした。この他に土地の売却理由は上述のように病気治療のための医療費捻出や酒代捻出、投機以外にもあるので後章で随時扱っていく。

## 2 土地の贈与と相続の方法

財産でなかった土地が、現在では「結婚すると家庭にもよるが4・5年すれば土地を分けるのがふつうである。土地を分けるということは土地利用権証を与えるということである」(1948年生 MH/5)と言われるまでになっている。売買と並んでもう一つの土地財産化の指標となる贈与と相続の事例を、《表5》を作成し検討していく。

家族の中で息子が結婚すると、土地を分け与える。結婚し独立するまでは、通常妻方居住の期間があり、実親との同居の期間があり、その後独立という段階を踏む<sup>49)</sup>。従って、表の項目の【契機】の「妻居」は妻方居住中、「同居中」は妻方居住終了後独立前に実両親との同居期間中、「独立」は実家での同居を経たのちのことで、「結婚」は妻方居住がなかった場合である。

《表5》に基づけば、贈与は1986年にまで遡る。ちょうどカシュナツツの苗が配布され始めた時期である。この事例を除けば、全ての取引は1993年土地法改正以降になる。

相続面積は、家族 no2, 5, 13, 15, 23 では年長者が一番多い。例えば、家族 no13 の詳細は次の通りである。

「私は1973年生まれ。1994年に結婚した。兄が一子で、第二子が自分。第三子が妹で、第四子、第五子が弟である。兄は1988年に結婚しすでに独立している。・・・2000年、2001年と両親が他界し、自分が財産管理者となった。兄はすでに独立し自分で5ヘクタールを開拓しているので相続権はない。

両親が死んだ時、10ヘクタールあった。2005年に妹が結婚し、財産分けで妹に2ヘクタールを与えた。2006年、弟が結婚したので、財産分けで2ヘクタールを与えた。2015年、末

49) 婚姻儀礼各段階については[本多 2017]を参照されたい。

表5 受贈の事例

| 家族no | 贈与年                    | 贈与者  | 受贈者  | 面積 (ha)  | 契機    | 地域    | 居住       | 家族no   | 贈与年  | 贈与者   | 受贈者                                 | 面積 (ha)               | 契機        | 地域       | 居住    |      |          |          |           |          |
|------|------------------------|------|------|----------|-------|-------|----------|--------|------|-------|-------------------------------------|-----------------------|-----------|----------|-------|------|----------|----------|-----------|----------|
| 1    | 1986                   | 父    | 息子   | 1.0      | 結婚    | DK/6  |          | 14     | 2014 | 父     | 次女                                  | 0.7                   | 妻居        | DK/1     | DK/6  |      |          |          |           |          |
|      | 1995                   | 父    | 長男   | 1.5      | 独立    | DL/4  | DL/4     |        | 2002 | 父     | 三女                                  | 0.75                  | 妻居        | DK/1     | DP/DL |      |          |          |           |          |
| 2    |                        | 嫁の父  | 上記嫁  | 0.5      | 独立    | DL/4  |          | 未定     | 父    | 長男    | ゴム園 2ha、カシユ<br>ナッツ 7ha を二人に<br>贈与予定 | 同居中                   | DK/1      | DK/1     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2003                   | 父    | 長女   | 1.0      | 独立    | DL/4  | DL/4     | 未定     | 父    | 次男    |                                     | 未婚                    | DK/1      | DK/1     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2005                   | 父    | 次女   | 0.5      | 独立    | DL/4  | DL/4     | 2003   | 父    | 長男    | 1.2                                 | 独立                    | MH/5      | MH/5     |       |      |          |          |           |          |
|      | 未定                     | 父    | 次男   | 5.0      | 同居中   | DL/4  |          | 2003   | 嫁の父  | 長男の嫁  | 1.5                                 | 独立                    | BB/1      |          |       |      |          |          |           |          |
| 1996 | 父                      | 長男   | 1.0  |          | 独立    | DK/7  | DK/7     | 2002   | 父    | 次男    | 1.0                                 | 独立                    | MH/5      | MH/5     |       |      |          |          |           |          |
| 2000 | 父                      | 次男   | 1.0  | 独立       | DK/7  | DK/7  | 2002     | 父      | 次男の嫁 | 0.3   | 独立                                  | MH/5                  |           |          |       |      |          |          |           |          |
| 3    | 未婚男子2がいるが借金返済で売却、残 1ha |      |      |          |       |       |          | 15     | 2009 | 父     | 三男                                  | 1.0                   | 独立        | MH/5     | MH/5  |      |          |          |           |          |
|      |                        |      |      | 宅地 0.1   | 独立    | MH/5  | MH/5     |        | 2007 | 父     | 長女                                  | 0.8                   | 独立        | MH/5     | MH/5  |      |          |          |           |          |
| 4    | 1996                   | 父    | 次男   | 1.6      | 独立    | MH/5  | MH/5     | 2007   | 夫の父  | 長女の夫  | 1.0                                 | 独立                    | MH/5      | MH/5     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2014                   | 夫の父  | 末娘の夫 | 0.8      | 独立    | TS/ST | TS/ST    | 2004   | 嫁の父  | 嫁     | 0.3                                 | 独立                    | MH/1      |          | DL/4  |      |          |          |           |          |
| 5    | 2000                   | 夫の父  | 長女の夫 | 1.0      | 独立    | DK/6  | DK/6     | 16     | 2006 | 父     | 長男                                  | カシユ 1.0               | 同居中       | DK/2     | DK/2  |      |          |          |           |          |
|      | 2010                   | 父    | 長女   | 3.0      | 転居    | TS/ST | DK/2     |        |      |       |                                     | ゴム 1.0                |           |          |       |      |          |          |           |          |
|      | 2002                   | 父    | 長男   | 10.0     | 同居中   | TS/ST |          | 17     |      | 嫁の父   | 長男の嫁                                | 0.3                   | 結婚        | DK/2     |       |      |          |          |           |          |
|      |                        | 嫁の父  | 長男の嫁 | 1.0      | 同居中   | TS/SL | DK/2     |        |      |       |                                     | 2008                  | 父         | 長女       | 1.0   | 独立   | DK/2     | DK/2     |           |          |
|      | 2008                   | 父    | 長男   | 1.0      | 同居中   | DK/2  |          | 未定     | 父    | 次男    | 2.0                                 | 独立                    | DK/2      | DK/2     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2002                   | 父    | 次女   | 3.0      | 妻居    | DK/2  | DK/2     | 18     | 2007 | 父     | 長男                                  | 0.4                   | 独立        | DK/7     | DK/7  |      |          |          |           |          |
|      | 2002                   | 夫の父  | 次女の夫 | 1.0      | 妻居    | DK/2  | DK/2     |        |      |       |                                     | 宅地 100 m <sup>2</sup> |           |          |       |      |          |          |           |          |
|      | 2004                   | 父    | 次男   | 2.0      | 結婚    | TS/ST | DK/2     | 2008   | 父    | 次弟    | 宅地 100 m <sup>2</sup>               | 独立                    | MH/5      | MH/5     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2011                   | 父    | 三男   | 4.0      | 独立 8年 | TS/ST | DK/2     | 19     | 2010 | 嫁の父   | 次弟の嫁                                | 0.5                   | 独立        |          | BM/BB |      |          |          |           |          |
|      | 未定                     | 父    | 四男   | 未定       | 既婚    | TS/ST |          |        |      |       |                                     | 2014                  | 遺母方<br>オジ | 三弟       | 0.5   | 独立   | PR/PT    | MH/5     |           |          |
| 1998 | 父                      | 長男   | 2.0  | 独立       | DK/2  | DK/2  | 20       | 2010   | 父    | 長女    | 宅地 300 m <sup>2</sup>               | 独立                    | DK/1      | Phuoc/S6 |       |      |          |          |           |          |
| 2000 | 父                      | 次男   | 2.0  | 独立       | DK/2  |       |          |        |      |       | 2015                                |                       |           |          | 父     | 次女   | 1.0      | 独立       | DK/1      | TN       |
| 6    | 2009                   | 父    | 三男   | 2.0      | 同居中   | DK/2  |          | 21     | 2013 | 父     | 娘                                   | 1.5                   | 結婚        | DK/7     | BM    |      |          |          |           |          |
|      | 2009                   | 父    | 四男   | 2.0      | 同居中   | DK/2  |          | 22     | 2016 | 父     | 長男                                  | 1.0                   | 独立        | TS/SH    | TS/SH |      |          |          |           |          |
|      | 2012                   | 父    | 五男   | 4.0      | 同居中   | DK/2  |          |        |      |       |                                     | 1987                  |           |          |       | 異父姉  | 異父長弟     | 1.0      | 未子<br>独立時 | DK/2     |
|      | 1998                   | 嫁の父  | 長男の嫁 | 0.9      | 独立    | MH/5  | MH/5     | 1991   | 異父姉  | 異父長妹  | 0.0                                 | DK/2                  | DK/2      |          |       |      |          |          |           |          |
| 2010 | 夫の父                    | 長女の夫 | 1.0  | 独立       | BM/2  | BM/2  | 1996     | 異父姉    | 異父次弟 | 7.0   | DK/2                                | DK/2                  |           |          |       |      |          |          |           |          |
| 7    | 2000                   | 夫の父  | 次女の夫 | 1.5      | 独立    | MH/5  | MH/5     | 2002.4 | 異父姉  | 異父三弟  | 1.0                                 | DK/2                  | DK/2      |          |       |      |          |          |           |          |
|      |                        |      |      | 宅地 0.2   |       |       |          | 1996   | 異父姉  | 異父次妹  | 3.0                                 | DK/2                  | TN/2      |          |       |      |          |          |           |          |
| 8    | 2014                   | 夫の父  | 三女の夫 | 0.6      | 独立    | MH/5  | MH/5     | 1997   | 異父姉  | 異父四弟  | 3.0                                 | DK/2                  | DK/2      |          |       |      |          |          |           |          |
|      |                        |      |      | 宅地 0.2   |       |       |          | 2002   | 異父姉  | 異父五弟  | 1.0                                 | DK/2                  | DK/2      |          |       |      |          |          |           |          |
| 9    | 1998                   | 寡婦の母 | 長男   | 1.5      | 独立    | PS/SL | PS/SL    | 2010   | 父    | 長女    | 0.3                                 | 結婚                    | TS/SL     | TS/SL    |       |      |          |          |           |          |
|      | 1997                   | 寡婦の母 | 長女   | 1.5      | 結婚    | PS/SL | PS/SL    | 2014   | 父    | 長男    | 1.0                                 | 同居中                   | TS/SL     | TS/SL    |       |      |          |          |           |          |
|      | 2002                   | 寡婦の母 | 次女   | 1.5      | 結婚    | PS/SL | Dak Nong | 2014   | 父    | 次男    | 1.0                                 | 妻居                    | DN        | DN/6     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2007                   | 寡婦の母 | 三女   | 1.5      | 結婚    | PS/SL | TS/ST    | 2004   | 父    | 長男    | 1.0                                 | 妻居                    | DK/6      | DK/7     |       |      |          |          |           |          |
|      | 2004                   | 寡婦の母 | 四女   | 1.5      | 結婚    | PS/SL | PS/SL    | 2005   | 父    | 三男    | 1.0                                 | 独立                    | DK/6      | DK/6     |       |      |          |          |           |          |
| 10   | 1999                   | 父    | 長男   | 0.5      | 独立    | DK/6  | DK/6     | 27     | 2017 | 父     | 長男                                  | 0.8                   | 独立        | MH/5     | MH/5  |      |          |          |           |          |
|      | 2006                   | 父    | 次男   | 0.5      | 妻居    | DK/6  | TS       |        |      |       |                                     | 2001                  |           |          |       | 夫の父  | 長女の夫     | 3.0      | 同居中       | Phuoc/S6 |
|      | 2006                   | 嫁の父  | 次男の嫁 | 1.0      |       | TS    |          | 28     | 2012 | 父     | 長男                                  | カシユ 4.0               | 同居中       | Phuoc/S6 | DP/DL |      |          |          |           |          |
|      | 2011                   | 父    | 三男   | 0.5      | 妻居    | DK/6  | DK/6     |        |      |       |                                     | ゴム 1.0                |           |          |       | 同居中  | Phuoc/S6 | DP/DL    |           |          |
| 2011 | 嫁の父                    | 三男の嫁 | 1.0  | DK/6     |       |       | 29       | 2005   | 父    | 次男    | 5.0                                 | 同居中                   | DK/6      | DP/DL    |       |      |          |          |           |          |
| 2014 | 父                      | 三男   | 1.0  | 独立       | MH/5  | MH/5  |          |        |      |       | 嫁の父                                 |                       |           |          | 次男の嫁  | 1.0  | 同居中      | Phuoc/S6 | DP/DL     |          |
| 未定   | 父                      | 長女   | 0.2  | 妻居       | MH/5  | BM    |          |        |      |       | 2009                                |                       |           |          | 夫の父   | 次女の夫 | 2.0      | 結婚       | DK/6      | DP/DL    |
| 2001 | 父                      | 長男   | 1.8  | 同居中      | MH/5  | MH/5  |          |        |      |       | 2010                                |                       |           |          | 寡婦の母  | 末女   | 1.0      | 結婚       | Phuoc/S6  | DP/DL    |
| 11   | 未定                     | 父    | 次女   | 0.2      | 予定    | MH/5  |          | 30     | 2018 | 父     | 次女                                  | 0.8                   | 独立        | MH/1     | MH/1  |      |          |          |           |          |
|      | 2000                   | 父    | 息子   | カシユ 2.0  | 独立    | DK/2  | DK/2     |        |      |       |                                     | 宅地 700 m <sup>2</sup> |           |          |       | 独立   | MH/1     | MH/1     |           |          |
|      | 2005                   | 嫁の父  | 嫁    | ゴム 2.0   | DK/2  |       |          | 31     | 2015 | 父     | 長男                                  | 2.0                   | 同居中       | MH/1     | MH/1  |      |          |          |           |          |
| 2001 | 父                      | 次女   | 0.5  | 妻居       | D10/5 | Dak o | 2015     |        |      |       |                                     | 嫁の父                   |           |          |       | 長男の嫁 | 0.3      | 同居中      | MH/1      | MH/1     |
| 12   | 2004                   | 父    | 長男   | コーヒー 0.8 | 結婚    | D10/5 | D10/5    | 2005   | 父    | 長女    | 0.7                                 | 独立                    | TS/ST     | TS/ST    |       |      |          |          |           |          |
|      |                        |      |      | カシユ 0.5  |       |       |          | 結婚     |      |       |                                     |                       |           |          |       |      |          |          |           |          |
| 13   | 2001                   | 母    | 長兄   | 4.5      | 継承    | DK/1  | DK/1     | 2001   | 父    | 次女    | 1.0                                 | 独立                    | TS/ST     | TS/ST    |       |      |          |          |           |          |
|      |                        |      |      | 管理 5.5   |       |       |          |        |      |       |                                     |                       |           |          | 2016  | 父    | 長男の息子    | 2.0      | 未婚        | TS/ST    |
|      | 2005                   | 長兄   | 妹    | 2.0      | 継承    | DK/1  | DP/DT    | 2016   | 父    | 次女の息子 | 2.0                                 | 未婚                    | TS/ST     | TS/ST    |       |      |          |          |           |          |
|      | 2006                   | 長兄   | 長弟   | 2.0      | 継承    | DK/1  | DK/1     |        |      |       |                                     |                       |           |          |       |      |          |          |           |          |
| 2017 | 長兄                     | 末弟   | 1.5  | 継承       | DK/1  | DK/1  |          |        |      |       |                                     |                       |           |          |       |      |          |          |           |          |

出典：筆者作成

弟が結婚し2年間妻方居住をした。2017年に戻ってきたので財産分けで1.5ヘクタールを与え、30チウで家を建てて独立させてやった。自分は同居していた最年長者として財産を管理し、弟妹を育て花嫁代償の支払いもするので4.5ヘクタールを受け取っている」つまり、両親と同居する年長者である次兄が弟妹の親代わりとなり、花嫁代償や婚礼の準備するための土地なのである。また、家族no6, 16では末男が一番多い。no6の事例は次のとおりである。

「私には5人の息子がいる。97年に結婚した長男には独立した98年に2ヘクタール与え、99年に結婚した次男には独立した2000年に2ヘクタールを与えた。2006年に結婚した三男、四男にも同居中だが2009年に2ヘクタールずつ与え、最後に2012年に結婚した末男に4ヘクタールを与えた。末男は将来自分の面倒を見てくれるから一番多いんだ」と語る。末男が多い理由は両親と同居してその面倒をみるからと説明される。家族no8, 9, 20は均等という形をとっている。慣習法 [Gerber 1951: 266] で記された均等分割が応用された形で土地の相続法に反映されている。

これらの相続システムの原則—長男優先、末男優先、均等分割—は、II章1で扱った原則がそのまま援用されている。そして動産の原則の中には女性は相続者として登場しない。しかし土地の受贈者に関しては《表5》の中に女性が登場する。同じ家庭で男性と女性が贈与されるケースでは、男性の方が面積の広い傾向にある。例えば、家族no1, 6, 11, 14, 15, 17, 24, 29がそれである。これは、伝統的な相続法では男子が相続者であるとみなされるためである。

このように従来の財産でなかった土地の扱いは、伝統的な慣習に従った、条件に基づいた長男優先、末男優先、あるいは均等分割という手段に加え、あらたに女性への贈与という手段で所有権の移動が行われている。

### 3 土地の女性への贈与と受贈面積

前項で指摘したように、《表5》の中に、女性への土地の贈与事例がある。1995年の事例が最初である。《表5》だけで31事例に及び、しかも年を追うごとに増える。この項では、その要因を《表3》《表4》《表5》《表6》を併せて検討し明らかにしていく。《表6》はインフォーマントの生年順に開拓面積を記載した。入手年については記載面積に達した年の場合には「一〇〇〇〇年」、その年に開拓した場合は「〇〇〇〇年」と記した。生年+20年前後が結婚年に当たり、自己開拓開始可能年齢とみなすことができる。《表6》の入手手段が2000年前後まで開拓であり、その年は《表3》の森の消失時期とほぼ一致する。次に自己開拓可能世代と受贈者の所有面積を《表5》《表6》を用いて比べる。《表5》《表6》の家族noは同じである。《表6》では、1972年生まれまでの自己開拓可能世代28人の総開拓面積は309.2ヘクタール、一人平均8.1ヘクタールに及ぶ。10ヘクタール以上の開拓者が38人中11人、3割弱に達する。

表6 自己開拓面積

| no | 家族 no | 生年   | 面積   | 入手年     | 入手   | 地域   | 居住       | no | 家族 no | 生年   | 面積   | 入手年   | 入手    | 地域    | 居住    |
|----|-------|------|------|---------|------|------|----------|----|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 1  |       | 1941 | 7.0  | ?       | 開拓   |      | NT/3     | 33 |       | 1965 | 3.0  | 1991  | 開拓    |       | DK/7  |
| 2  | 8     | 1942 | 7.8  | -1996   | 開拓   |      | PS/SL    | 34 | 21    | 1965 | 15.0 | ?     | 開拓    |       | TS/SH |
| 3  |       | 1943 | 3.0  | 1990    | 開拓   |      | PhuocS/6 | 35 |       | 1968 | 30.0 | 1993  | 開拓    |       | TS/ST |
| 4  | 25    | 1943 | 2.4  | 1984    | 開拓   |      | DK/1     | 36 | 13    | 1970 | 17.0 | 1990  | 開拓    |       | DK/1  |
| 5  | 24    | 1945 | 6.0  | -1997   | 開拓   |      | TS/SL    | 37 |       | 1970 | 5.0  | 1988  | 開拓    |       | DK/1  |
| 6  | 15    | 1948 | 8.0  | -2009   | 開拓   |      | MH/5     | 38 |       | 1971 | 14.0 | -1994 | 開拓    |       | DK/7  |
| 7  | 10    | 1948 | 6.0  | 85-87   | 開拓   |      | MH/5     | 39 |       | 1972 | 5.0  | 1990  | 開拓    |       | DK/1  |
| 8  | 7     | 1948 | 8.0  | 1975    | 開拓   |      | MH/5     | 40 |       | 1972 | 10.0 | 1998  | 開拓    |       | TS/ST |
| 9  |       | 1949 | 3.0  | -1992   | 開拓   |      | DK/6     | 41 |       | 1972 | 5.5  | 1992  | 開拓    |       | DK/7  |
| 10 | 9     | 1949 | 3.0  | 94      | 開拓   |      | DK/6     | 42 |       | 1973 | 4.5  | 2001  | 継承    |       | DK/1  |
| 11 | 14    | 1950 | 12.0 | 1975    | 開拓   |      | DK/1     | 43 |       |      | 2.0  | 1999  | 開拓    |       |       |
| 12 | 16    | 1950 | 8.0  | -1996   | 開拓   |      | MH/1     | 44 |       | 1974 | 5.0  | 1995  | 開拓    |       | DK/1  |
| 13 | 3     | 1952 | 4.0  | -2003   | 開拓   |      | DK/7     | 45 |       | 1975 | 7.0  | 1996  | 開拓    |       | DP/DL |
| 14 | 5     | 1952 | 10.0 | 80-83   | 開拓   | DK/2 | DK/2     | 46 | 7     | 1975 | 2.5  | 2000  | 開拓    |       | DP/DL |
| 15 |       |      | 20.0 | 1990-99 | 開拓   | TS   |          | 47 |       | 1978 | 1.5  | 2002  | 開拓    | BM    | MH/5  |
| 16 |       | 1952 | 5.0  | 1983    | 開拓   |      | D10/1    | 48 |       |      | 1.0  | 2007  | 買     | DP/DL |       |
| 17 | 13    | 1953 | 10.0 | -2000   | 開拓   |      | DK/1     | 49 |       | 1978 | 4.0  | 1998  | 開拓    |       | DK/6  |
| 18 | 2     | 1955 | 8.0  | -1990   | 開拓   |      | DL/4     | 50 |       | 1980 | 0.8  | 2010  | 開拓    | DN    | MH/5  |
| 19 | 31    | 1955 | 9.0  | -1986   | 開拓   |      | TS/ST    | 51 |       |      | 0.5  | 2013  | 贈与(女) | BM/BB |       |
| 20 | 1     | 1957 | 4.0  | -1986   | 開拓   |      | DK/6     | 52 | 11    | 1980 | 2.0  | 2000  | 贈与(男) |       | DK/2  |
| 21 | 6     | 1960 | 12.0 | 81-98   | 開拓   |      | DK/2     | 53 |       |      | 2.0  | 2005  | 贈与(女) |       |       |
| 22 |       | 1961 | 7.0  | 81-2000 | 開拓   |      | DP/DT    | 54 | 26    | 1981 | 10.0 | -2003 | 開拓    |       | DK/2  |
| 23 | 23    | 1961 | 20.0 |         | 開拓   | DK/2 | DK/2     | 55 |       |      | 0.5  | 2002  | 買     |       |       |
| 24 |       | 1963 | 5.0  | -1996   | 開拓   | DK/2 | DK/2     | 56 |       |      | 0.5  | 2005  | 売     |       |       |
| 25 |       | 1971 | -    |         | 継承のみ |      | DK/2     | 57 |       |      | 2.0  | 2008  | 買     |       |       |
| 26 |       | 1974 | 2.0  | 2002    | 開拓   | DK/2 | DK/2     | 58 |       |      | 4.3  | 2008  | 売     |       |       |
| 27 |       | 1976 | 2.0  | 1997    | 開拓   | DK/2 | DK/2     | 59 | 7     | 1983 | 2.0  | -2002 | 開拓    |       | MH/5  |
| 28 |       | 1976 | 1.0  | 2006    | 開拓   | TN   | DK/2     | 60 |       | 1986 | 1.0  | 2011  | 開拓    | TN    | MH/5  |
| 29 |       | 1978 | -    |         | 継承のみ |      | DK/2     | 61 |       |      | 1.2  | 2015  | 贈与(男) | MH/5  |       |
| 30 |       | 1979 | 1.5  | 2002    | 開拓   | DK/2 | DK/2     | 62 |       |      | 0.4  |       | 贈与(女) | MH/5  |       |
| 31 |       | 1965 | 8.0  | 1998    | 開拓   | DK/1 | DK/1     |    |       |      |      |       |       |       |       |
| 32 |       |      | 2.0  | 75-78   | 開拓   | DK/6 |          |    |       |      |      |       |       |       |       |
| 33 |       | 1965 | 3.0  | 1991    | 開拓   |      | DK/7     |    |       |      |      |       |       |       |       |

\* 地域の空白部分は居住地と同じ領域である。但し、一人が複数の地域を開拓している場合には記載してある。

出典：筆者作成

《表6》の自己開拓可能世代は《表4》の父に当たる。家族 no8 では父が1996年までに7.8ヘクタールを開拓しているが、男女を含めた子供たちが相続したのは1.5ヘクタール/人である。家族 no10 では父が8ヘクタールを開拓したが、息子たちが相続できたのは最大でも2ヘクタール/人に満たない。家族 no18,19 の事例では1ヘクタール/人を欠く。《表5》の



62人の息子が贈与・相続で入手できた平均面積は、約1.8ヘクタール。すなわち、自己開拓可能世代28人平均開拓面積の2割しかない。新婚夫婦の生活は、土地面積に依存する。1.8ヘクタールは貧困戸申請が可能なほど狭小である<sup>50)</sup>。そのため、家族no24の父(1945年MH/1)のように土地を購入して息子に与えるというケースも出現している(《表4》《表5》参照)。

息子の生活を心配する親と同様、娘の親も結婚後の生活を不安視しはじめ、妻側の父は自分の娘に対して土地を与え始めた。「もはや開拓できる森がないから、夫側が貧しいかどうか関係なく、娘に土地を与える家が多くなった」(1972年生DK/7)。事実、土地が入手困難になった頃から、娘に対する贈与は増加の一途をたどっている。家族no30の父(1963年生MH/1)は、2013年に結婚した娘夫婦に対し、銀行で200チウを借入して居住用宅地とカシュナツ畑(8アール)を購入し与えている(《表3》《表4》参照)。

## VI 商品作物栽培後の生計と婚姻費用の支払い方法

前章で述べたように、婚姻に伴う土地の贈与が一般化していることが明らかになった。本章では、実際の彼らの商品作物の収入に基づいた生計の中で、土地以外の婚姻費用一主として花嫁代償一の支払いがどのように行なわれているか事例を挙げて検証していく。また、併せて各事例の中で前章まで扱った、および後章でも触れる顕著な特徴を挙げ、比較していく。以下を《表7》の家族noで記載するが、同じナンバーで二つの世帯がある場合には左をL、右をRと追記した。

### 1 事例

#### ・家族no11(1980年生DK2)

私は4男1女の末息子として生まれ、同じ旧集落の女性と結婚した。正確には祖母の代でつながるハトコ(MMBSD)との母方交叉イトコ婚だ。現在4人の子供(1男3女 生年2001年~2012年)がいる。結婚する1年前に、男は生活の糧を持つべきだと父が1990年に自分で開拓した土地の一部である2ヘクタールの畑地をくれた。私はカシュナツを植え、2000年に結婚した後は2年間の妻方居住の後、両親と同居し2005年に独立した。独立すると妻側から2ヘクタールの旧畑地を貰った。自分で再開拓し陸稲を植え、2010年からゴムを植えた(《表5》参照)。

ゴム農園は6ヶ月間毎日100キロの収穫がある。月間収穫高は6,000ドン/キロ×100キロ×15日=9チウ。年間収穫可能月数は6ヵ月で54チウ。カシュナツは4ヘクタールで

50)注17参照。

4トンの収穫があり、38,000 ドン/キロなので152 チウ。このうち肥料代や農作業に雇用した労働者の人件費の経費が26 チウほどかかっている。従って年間収入は180 チウだ。

生活は5人の子供のうちの3人の学費が30 チウとなり、今年から子供がもう1人学校に行くから大変だ。今年の母の手術代20 チウも予期せぬ臨時出費だ。借金は2005年に農業投資のためと家の改築費30 チウで90 チウ借りたが、現在は残り30 チウだ。生活は成り立っている。

自分の結婚時の花嫁代償は2005年の独立までに父と自分で払った。一緒に仕事していた期間に、収穫高から労働報酬を貰い、返済に使った。

《特徴》

伝統的な母方交叉イトコ婚。親からの土地の贈与、妻側からの土地の贈与。栽培の多角化。花嫁代償を同居中に両親と完済。

・家族 no16 (1982年生 MH/1)

自分の父は1950年生まれ。父には二人の妻がいて最初の妻(1960年生)とは1978年に結婚し3男1女をもうけた。これが私の母だ。二番目の妻(1975年生)とは1995年に結婚し、2男1女をもうけた。1992年の時点で8ヘクタールの焼き畑を持っていたのでカシュナッツを植えた。さらに1996年までに6ヘクタールを開拓してカシュナッツをとコーヒーを植えた。この6ヘクタールを父はすぐに売ってしまったがその理由はわからない。自分の二人の兄(1979年生、1980年生)と一人の妹(1985年生)は皆結婚して独立している。第二夫人の2男1女については2男が未婚だ。

私は2001年に結婚した。夫婦と男女の子供2人(2003年生、2005年生)、全4人で生活している。労働者は3人だ。妻方居住を2004年までした。結婚時から父が土地を分けてくれない<sup>51)</sup>から、結婚祝い金3チウで妻方居住先の妻の故郷のDL村の土地1ヘクタールを購入した。妻側両親からもカシュナッツ畑3アールを貰った。また2003年には、DK村第7集落の土地2ヘクタールを40チウで購入した。2004年に妻方居住が終わって帰ってきてからすぐに、父から住居用地を借りて独立し自分の家を自己資金60チウで建設した。2007年1ヘクタールを25チウで、2017年には森0.9ヘクタールを15チウで購入した。全部で約5ヘクタール程度ある。今年度の収穫高/4ヘクタールは200チウ、経費を除くと140チウだ。昨年は霧のため失敗。2016年は収穫高250チウで、肥料などの経費40チウを除くと210チウ。生活は順調だ。栽培しているのはカシュナッツとゴムのほかにドリアン、コーヒー、胡椒がある。

花嫁代償は父が2004年から2008年までの間に全部払った。交渉して全部の種類を半分以

51) 未婚の弟が二人いるので、その二人の結婚後に分割されると思われる。

表7 生計データ (2018年収集)

| 家族no                | 11   | 16  | 20   | 23   | 24  | 25  | 26                                 | 27  | 28   | 29                     | 30  | 31                               |  |   |
|---------------------|--|---|--|--|---|---|------------------------------------|---|--|------------------------|---|----------------------------------|--|---|
| 開拓者○/<br>受贈者×       | ×  | ×   | ○  | ×  | ○   | ○   | ×                                  | ○   | ×  | ○                      | ×   | ○                                |  |   |
| 居住地域                | DK/2   | MH/1  | DK/1   | DK/2   | TS/SL   | DK/1  | DK/1                               | DK/2  | DK/7   | MH/5                   | MH/5  | DP/DL                            |  |   |
| 生計を一<br>にする<br>子(娘) | 1  | 1   | 1  | 1  | 5   | 1   | 1                                  | 2   | 1  | 1                      | 1   | 2                                |  |   |
| 生計を一<br>にする既<br>婚者  | 3  | 2   | 4  | 2  | 4   | 4   | 2                                  | 6   | 3  | 2                      | 2   | 4                                |  |   |
| カシメ面<br>積 (ha)      | 2  | 5.2   | 2.0  | 2.5  | 4.0   | 1.4   |                                    | 4.4   | 1.8  | 0.8                    | 0.8   | 4.0                              |  |   |
| 収穫量<br>(kg)         | 4,000  |   | 2,000  | 4,000  | 4,000   |   |                                    | 1,500   |  |                        | 1,000   | 1,200                            |  |   |
| 売価 /kg              | 38,000   |   | 40,000   | 36,000   | 35,000  |   |                                    | 3,800   |  |                        | 35,000  | 35,000                           |  |   |
| 収穫高                 | 152,000,000  | 200,000,000   | 80,000,000   | 144,000,000  | 140,000,000   | 10,000,000  | 0                                  | 5,700,000   | 6,000,000  | 20,000,000             | 35,000,000  | 21,000,000                       |  |   |
| 他面積<br>(ha)         | ゴム 2   |   |  | ゴム 1.5   |   |   |                                    | ゴム 2  | 水田 0.4   |                        | ゴム 0.8  | 水田 0.2                           |  |   |
| 収穫量<br>(kg)         | 9,000  |   |  | 来年収穫可  |   |   |                                    | 10,500  | 3,000  |                        | 5,400   | 1,600                            |  |   |
| 売価 /kg              | 6,000  |   |  |  |   |   |                                    | 6,000   |  |                        |   |                                  |  |   |
| 収穫高                 | 54,000,000   | 0   |  | 0  |   |   | 0                                  | 60,000,000  | 自用   | 0                      | 54,000,000  | 自用                               |  |   |
| 他面積<br>(ha)         |  |   |  | コーヒー流<br>槌   |   |   |                                    | コーヒー流<br>槌  |  |                        | コーヒー流<br>槌  | コーヒー流<br>槌                       |  |   |
| 収穫量<br>(kg)         |  |   |  |  |   |   |                                    |   |  |                        |   | 700                              |  |   |
| 売価 /kg              |  |   |  |  |   |   |                                    |   |  |                        |   | 30,000                           |  |   |
| 収穫高                 | 0  | 0   |  | 1,000,000  |   |   | 0                                  | 12,000,000  |  | 0                      | 20,000,000  | 0                                |  |   |
| 全収穫高                | 206,000,000  | 200,000,000   | 80,000,000   | 145,000,000  | 140,000,000   | 10,000,000  | 0                                  | 77,700,000  | 6,000,000  | 20,000,000             | 55,000,000  | 21,000,000                       |  |   |
| 肥料、成<br>長剤          | 18,000,000   | 60,000,000  | 5,200,000  | 32,000,000   | 12,000,000  | 0   | 0                                  | 26,000,000  | 11,300,000   | 1,500,000              | 10,000,000  | 0                                |  |   |
| 農業経費                | 8,000,000  | 0   | 0  | 20,000,000   | 0   | 0   | 0                                  | 0   | 7,800,000  | 0                      | 0   | 0                                |  |   |
| 収入1                 | 180,000,000  | 140,000,000   | 74,800,000   | 93,000,000   | 128,000,000   | 10,000,000  | 0                                  | 51,700,000  | -13,100,000  | 18,500,000             | 45,000,000  | 21,000,000                       |  |   |
| その他収<br>入           |  |   |  |  |   |   |                                    |   |  | 14,500,000             | 7,000,000   |                                  |  |   |
| 家畜                  |  |   |  |  |   | 豚1頭3  |                                    |   |  | 鶏                      |   | 水牛5,牛12,<br>豚,鶏                  |  |   |
| 農業外労<br>働           |  |   | ○  | ○  |   | 36,000,000  | 48,000,000                         |   | 60,000,000   | 3,330,000              |   | ○                                |  |   |
| 青田売り                |  |   |  | 35,000,000   |   |   |                                    | 10,000,000  |  |                        |   |                                  |  |   |
| 収入計                 | 180,000,000  | 140,000,000   | 74,800,000   | 128,000,000  | 128,000,000   | 46,000,000  | 48,000,000                         | 61,700,000  | 46,900,000   | 36,330,000             | 45,000,000  | 21,000,000                       |  |   |
| 生活雑費                | 2,400,000  | 12,900,000  | 5,000,000  | 13,000,000   | 5,475,000   | 10,210,000  | 1,000,000                          | 3,000,000   | 14,400,000   |                        |   | 1,000,000                        |  |   |
| 食費                  | 79,100,000   | 38,900,000  | 49,250,000   | 46,000,000   | 33,000,000  | 23,550,000  | 6,000,000                          | 75,000,000  | 43,800,000   | 15,800,000             | 26,200,000  | 5,330,000                        |  |   |
| 医療費                 | 20,000,000   | 5,000,000   | 10,000,000   | 6,000,000  | 3,200,000   | 960,000   |                                    | 10,000,000  | 10,000,000   |                        | 700,000   |                                  |  |   |
| 学費                  | 30,000,000   | 1,000,000   |  | 11,000,000   | 20,000,000  |   |                                    | 9,400,000   |  |                        |   | 20,000,000                       |  |   |
| 儀礼関連<br>費用          | 6,000,000  | 8,000,000   | 5,000,000  | 8,000,000  | 4,000,000   | 14,000,000  | 4,000,000                          | 18,000,000  | 6,000,000  | 1,300,000              | 1,300,000   | 1,700,000                        |  |   |
| その他支<br>出           |  |   |  | 10,000,000   |   |   |                                    |   | 80,000   |                        |   |                                  |  |   |
| 支出計                 | 137,500,000  | 65,800,000  | 69,250,000   | 94,000,000   | 65,675,000  | 48,720,000  | 11,000,000                         | 115,400,000   | 74,280,000   | 17,100,000             | 27,500,000  | 7,730,000                        |  |   |
| 残                   | 42,500,000   | 74,200,000  | 5,550,000  | 34,000,000   | 62,325,000  | -2,720,000  | 37,000,000                         | -53,700,000   | -27,380,000  | 19,230,000             | 17,500,000  | 13,270,000                       |  |   |
| 借入金                 | 30,000,000   |   | 200,000,000  |  | 13,000,000  | 5,000,000   |                                    | 120,000,000   | 50,000,000   |                        | 20,000,000  | 200,000,000                      |  |   |
| 備考                  | 医療費 20 千<br>チクは同居の<br>母親が二回<br>手術をして<br>いるからで<br>ある。学費は<br>子供 4 人分。<br>借金は 2005<br>年より 90 千<br>チク。残<br>30 千チク。 | 2016年に車<br>を 70 千チクで<br>購入。息子<br>は家族とし<br>ても労働一<br>土地を購入<br>し続けている<br>《表3》。 | グネモンの<br>薬の販売<br>(80,000kg)<br>kg)の販売<br>が臨時収入<br>としてある。 | 農業経費に<br>入っている<br>のはカシメ<br>チップ收穫<br>のための月<br>件費 2 千分<br>。借入金<br>にはゴム苗<br>購入費等農<br>業投資資金<br>170 千チクを<br>含む。 | 借入金は村<br>内の知人か<br>ら借りてい<br>る合計であ<br>る。労働者<br>は 3 人。 | 農業外労働<br>は、同居し<br>ている既婚<br>息子が建設<br>労働者とし<br>て、200,000<br>円/日で 15<br>日間/月働<br>いている。 | 夫がゴム会<br>社に勤め月<br>給制 (4 千<br>円/月)。 | 青田売りの<br>価格は 1 年<br>分だが契約<br>は 2008 年か<br>ら 10 年で面<br>積は 1.3ha。<br>また土地の<br>売買も繰り返<br>している<br>《表1》。借<br>入金は友人<br>の借金返済<br>が主。 | 農業経費の<br>内訳は自用<br>分だが契約<br>(賃借料 1.2<br>千チク。農<br>業経費 6.6<br>千チク) である。<br>借入金は<br>2018 年から | 農業外労働<br>はウナ取り<br>である。 | その他の収<br>入はカシメ<br>チップの皮<br>むき加工内<br>職と胡椒の<br>收穫 6 千チ<br>クである。 | 貧困戸指定<br>のため学費<br>減額、医療<br>費は免除。 | 家畜の飼育<br>(水牛 5 頭、<br>牛 12 頭、豚、<br>鶏、家畜など)<br>をしている<br>に臨時収入<br>がある。カ<br>シメチップ<br>の加工内職<br>で 4 か月<br>間行う。 | 借入金はリ<br>モーン内か<br>らの借入<br>金。このコ<br>ーヒー価格<br>は水や水<br>り用のモー<br>ター用軽油<br>は 2014 年開<br>始。 |

出典：筆者作成

下の量に値切ったんだ。でも僕は経済的に成功したから、父が豚 12 頭を 5 頭に値切ったが、自分で 7 頭の豚を追加し、要求通りの支払いをした (《表 8》参照)。

《特徴》

父による土地の贈与がなく、自らの開拓もできず、結婚してすぐ自ら土地を購入しているところは珍しい。また土地の購入や栽培の多角化にも熱心。妻側からの土地贈与あり。花嫁

代償については父が値切って息子が独立後に全ての支払いをしている。

・家族 no20 (1971 年生 DK/1)

1987 年に定耕定居政策で両親とここにきて、6 ヘクタール開拓した。1991 年に陸稲からカシュナツに切り替えた。父が死んだ時に母が 2 ヘクタール、自分が 4 ヘクタール相続した。子供は 3 女 1 男で 2 人の娘はすでに結婚し、長女 (1994 年生 2010 年結婚) は花嫁代償の一部 (15 ペーパー) 以外を支払って (《表 7》参照) 夫方へ居住、次女 (1998 年生 2014 年結婚) は現在妻方居住中、つまり私と一緒に住んでいる。残りの娘 (1999 年生)、息子 (2003 年生)、そして既婚の娘夫婦と赤子 (妻方居住中) と私たち夫婦の全 7 人が、生計を一にする世帯である。自分の相続した 4 ヘクタールのカシュナツ畑は自分の娘たちが結婚する時に 1 ヘクタールずつ与えた (《表 4》参照) ので、残り 2 ヘクタールだ。2017 年は収穫が悪く 2 ヘクタールで 2 トンの収穫、例年の半分の量である。カシュナツの売価は 40,000 ドン/キロであるから、80 チウ。経費は肥料 10 キロ/袋が年間 10 袋必要で、一袋 520,000 ドン  $\times 10 = 5.2$  チウが必要となる。従って、利益は 74.8 チウ。年間生活雑費が 5 チウ/年、食費 = 米 19.25 チウ (米 550,000 ドン/袋  $\times 35$  袋/年 = 19 チウ 25<sup>52)</sup>) + 食糧費 30 チウ、学費、医療費併せて 10 チウ/年。さらに婚礼にまつわる儀礼に参加するたびに 250,000 ~ 500,000 ドン/回  $\times 10$  回/年 = 2.5~5 チウの出費がある。5 チウの剰余金があるが、実際には不足しているという。この他に 2008 年にセメントの家を 120 チウで建てている。カシュナツ以外にグネモンの栽培を通年で行って、80000 ドン/キロを市場などで販売し、家計の足しにしている。

長女に与えた土地は、花嫁代償の支払いの返礼として妻側が夫側に対してすることになっているペイロム儀礼の代わり<sup>53)</sup>のつもりだ。この他に娘には 35 チウのバイクを与えた。すでに夫側で長女夫婦は独立しているが、4 人兄弟であるため、まだ土地はわけていない。

《特徴》

土地の入手手段が開拓と相続。栽培の多角化。娘への土地贈与、土地贈与はペイロムの代わりと見做す。

・家族 no25L (1947 年生 DK/1)

この地に妻と長女と戻ってきたのが 1983 年。それから一人で 2.4 ヘクタールを開拓し稲とカシュナツを植えた。そのうちの 1 ヘクタールを 2013 年に村長に 100 チウで売り (《表 3》52) インフォーマントによれば裏庭で自給用に栽培している野菜や森の籐の芽を食べているので食費はかからない。必要な時は時々肉や魚を買っている。

53) ペイロム儀礼では妻側が水牛を準備して夫側に対し饗宴を行う。詳細は [本多 2017: 135] 参照。

参照) 家建てた(建築費 117 千ウ)。現在残っているのは 1.4 ヘクタールだ。5 人の子(4 女 1 男)がいるが長女、次女は既に婿の家に行き、現在三女の夫婦が結婚(2017 年)して隣の昔の私(父)の家に住む。三女の夫は貧しい家庭に生まれ、父方オジに育てられた。土地がないので、ゴム会社に朝の 8 時から 3 時まで勤務する(《表 7》家族 no25R 参照)。食には困らない。集落中探しても、こんな働き方をしているのは三女の夫だけである。2012 年に結婚した末女は、夫側の父が早逝し母が盲目のため妻方居住をせず夫側に住む。土地は僅かしかなく貧しい。

長男夫婦は 2013 年に結婚し 2 人の子(3 歳, 1 歳)と一緒に自分たち(両親)と同居している。自分たちと長男夫婦の全 6 人の生計はカシュナツ畑の収穫と長男の仕事の給料で何とか成り立っている。カシュナツ畑に対する農業経費(肥料, 成長剤)は一切なしで、収穫高は 10 千ウ。長男は建設労働者として月に 200,000 ドン/日で 15 日ほど働きに行く。今年、集落内のキン族の金貸しから 5 千ウを子供の病気の治療費と米代として借りた(長男の借金<sup>54)</sup>)。年間生活費が 5・6 千ウ不足している。

2012 年に結婚した末女は、夫側の父がすでになく、その母も盲目なので、花嫁代償は未済だが妻方居住せずに夫側に居住している。

花嫁代償については、長女の結婚の時、長女の夫側は 3 年かけて完済した。長男が結婚した際の花嫁代償支払いは長女の時に受け取った花嫁代償の大部分を使用し、残りは水牛 2 頭とスルン甕<sup>55)</sup> 2 個だけ。次女<sup>56)</sup>と三女、末女<sup>57)</sup>の夫の家は貧しく、いずれも支払済みは饗食用の豚と牛だけで、甕、豚、牛などを含め花嫁代償の完済は長くかかる(《表 8》参照)。

#### 《特徴》

開拓と家屋建築のための土地の売却。娘(三女)婿の妻側への永住、新たな就労形態。農業経費(施肥)がない。民間金融の利用。農業外労働。花嫁代償の支払い方法。

#### ・家族 no27 (1986 年生 DK/7)

私は 4 人兄弟の長男で 2008 年に結婚し、妻方居住中で妻の母と同居している。妻は二人姉妹の妹のため、慣習に従えば私はここに住み続けることになる<sup>58)</sup>。男女 1 人ずつの子供がいる。妻側の所有する土地は 8 アールのカシュナツ畑だ。自分は 2012 年に父から 1 ヘクタール

54) 集落内に 3 軒のキン族の金貸しがあり、カシュナツを開始した頃から金貸しをしている。このキンの金貸しは 1 年間 1 千ウ借りたら 1.5 千ウにして返さねばならない。

55) 最も高価な甕の種類。現在のように金銭による代物返済ができない昔は、必須とされた。

56) 2018 年に結婚したが、まだ子はない。夫側の土地は 5 アール以下。義父は酒飲みで夫は怠け者でも働かずに居る。

57) 2012 年に結婚。3 アールしかないカシュナツ畑で生計を立てたが借金が膨らみ、今年から 5 年の青田売りを 20 千ウでした。夫は怠け者で働きに行かず、末女である妻が日雇い労働に行く。

58) 妻側には男子がいないため、末娘の夫は妻側に居住し妻の母を養う責がある。しかし、夫は既に故郷で居住地を準備している。

ルのカシュナツ畑を貰った。カシュナツからゴムに替えたが、ゴムの価格が低下したので2016年にカシュナツに植えなおした。現在はまだ収穫できないので、収入源は8アールのカシュナツ畑だけだ。

収穫だけでは生活できないので、一番賃金の高い開拓の日雇い（300,000ドン/日）をして補っている。4年前からキン族の水田を借りている。今年から農業銀行に50チウ借りている。

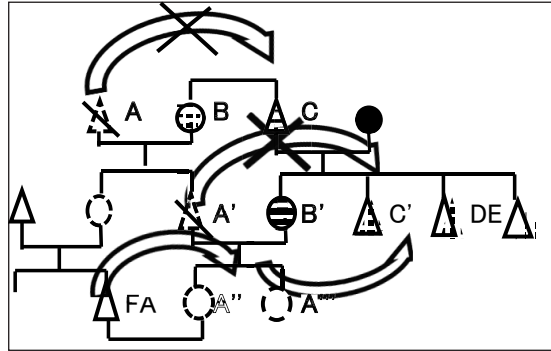


図 11 債務弁済のための花嫁代償の流れ

出典：筆者作成

これは収穫のできない畑の肥料や水田の世話を含まれた全費用だ。花嫁代償は妻の母（父は早逝）が受け取ると言わないので支払えない。なぜならば、全部払い終わると私たち夫婦が夫側へ帰ってしまい、自分一人になるのを恐れているからだ（《表 7》参照）。

妻（A'''）の姉（A''）が結婚した時の花嫁代償はこの家には残っていない。なぜなら、祖父（A）が自分の払うべき花嫁代償を祖母のキョウダイ（C）に未済のまま他界し、それを支払うべき父（A'）も祖母のキョウダイ（C）、すなわち父の母方オジに未払いのまま他界した。従って二人（A, A'）の支払うべき花嫁代償は母（B'）が今まで働いて祖母のキョウダイ（C）の息子で花嫁代償という債権を相続している自分のキョウダイ（C', D, E）に対し支払ってきたが、母の娘である長女（A''）がFと結婚した時に受け取った花嫁代償も、母が受け取ったのち、母が母のキョウダイ（C', D, E）に対する過去の債務の支払いに使用した（以上図 11 《表 8》参照）。

《特徴》

妻側の父が死去し母のみのため、妻方居住の継続。妻の母が存命中は扶養義務がある。実父からの土地贈与。妻側財産の土地管理。妻側先代の花嫁代償（負債）の相続と支払い方法。転作の失敗。新たな自給手段としての水稻耕作の開始。

・家族 no28L（1966 年生 MH/1）

生まれも育ちもここで、1982年に結婚し、3男2女がいる。生産集団解体後、カシュナツの苗をPL町PT村に貰いに行き、カシュナツ栽培を始めた（1985年）。最初2アールで少しずつ広げて2.9ヘクタールまで開拓できた。木と煉瓦のこの家はカシュナツの収穫の4年分の剰余金25チウで2013年に作った。

長男（1984年生）は2012年に結婚、1年の妻方居住と1年の同居の後、独立。2016年、



貧困戸に指定され国の援助 40 チウと父の援助 2 チウで家を建築した。長男にはカシュナツ畑 8 アールを与えた。

次男（1986 年生）は 2005 年に結婚した。1 年間妻方居住した後同居を経て 2017 年独立。父は息子に 8 アールのカシュナツ畑を与えた。2017 年までは一緒に住みながら農業外労働をして生活していた（《表 7》《表 8》家族 no28 参照）。二人の娘は婚出し、現在未婚の 14 歳の息子と同居している。次女夫婦には夫側の出身地に居住スペースがないので、隣の土地を与えた<sup>59)</sup>。夫婦はそこに家を建て住んでいる。収入は、残ったカシュナツ畑 8 アール、2005 年に植えたゴム畑 8 アール、混植しているコーヒーの収穫高が主で、経費を除くと 45 チウになる。銀行の借金もなく生活費は食費と儀礼に使う費用<sup>60)</sup> ぐらいであり出費はない。

長男の花嫁代償は親戚から甕を借りたり、買ったりして苦勞し、20 チウ相当の甕が未払いだ。金銭で払う予定だ。第 3 子の長女の結婚でもらった花嫁代償は次男の花嫁代償の支払いに使用し<sup>61)</sup>、次女の花嫁代償は次女の夫側の同意を得てお金に換算し 20 チウになった。息子の結婚のため 1 ヘクタールの青田売り<sup>62)</sup>を 1 年 20 チウで 2 年間して結婚関連費用を捻出した。《特徴》

二人の男子への畑地の贈与、娘夫婦への住居地贈与、妻側へ永住。婚姻費用捻出のための青田売り。栽培の多角化。花嫁代償の金銭への換算と支払い。

・家族 no29（1990 年生 DP/DL）

私は 5 人兄弟の末娘で、2010 年、集落内のキン族の男性と結婚した。7 歳と 3 歳の子供がいる。妻方居住せず、すぐに母の土地に家を建て独立した。貧困戸に指定されているから家の建築費は国の支給（50 チウ）だ。学費も医療費も無料。かかるのは食費だけ。結婚年に、母が 1 ヘクタールのカシュナツ畑をくれたが、去年の収穫は 600 キロで約 21 チウだった。だから草刈りや肥料やり、野菜の収穫などの日雇い仕事、カシュナツの加工内職をしている。花嫁代償の支払いがまだ残っているので、私たち夫婦が残りを払う。

《特徴》

母から娘への土地贈与。異民族間結婚。妻方永住。農業経費（施肥）なし。父もおらず、独立後は夫婦が花嫁代償を母に対して支払う。

・家族 no30（1968 年生 MH/1）

59) 妻方居住終了後、夫は自分の故郷に独立するのに十分な土地がないのを嫌い、妻の父から土地を貰い、妻方で独立した。

60) この儀礼とは正月、クリスマス行事、および婚礼参加費などである。

61) II 章 1 参照。

62) 詳細 V 章参照。

私は4人の子の長男として生まれ1982年に結婚した。私以外は皆女だ。長女（1970年生1992年結婚）、次女（1972年生1992年結婚）、三女（1974年生1998年結婚）はもう独立している。父は大酒飲みで1999年に死亡した。父の畑7ヘクタールは全部酒代となり消えたため、私は結婚後自分で4ヘクタールを開拓した。そのほかに生産集団解体時に貰った水田が2アールある。私の結婚時の花嫁代償は妹たちの結婚で受け取った花嫁代償で2016年にすべて完済した。

同じ集落の女性と結婚して5人の子（3女2男）をもうけ、長女は2005年に集落内のキン族と結婚した。1年間妻方居住したが、独立に際しては男側が貧しかったので女側から耕作地1ヘクタールを与え、新居の建築費161チウのうち91チウを女側が負担し、残りを男側が負担した。

次女は2013年にTN村の男性と結婚した。1年間妻方居住し2018年に独立した。独立までの間農業外労働に行き家の建築費を稼ぎ、私からこの集落に宅地10×70㎡を貰って農業外労働で稼いだ金8チウで家を建設した。2016年、この娘夫婦に対してBB村のプロ集団から8アールの農地を200チウで購入し与えた。土地が不足しているので貧困戸を申請中だ。現在の収入源は夫の日払いの農業外労働の草刈りやカシュナツの葉摘み等170,000ドン/日の仕事だ。次女夫婦の花嫁代償はまだ完済されていないので、夫の父が責任をもって支払う。もし払えなければ次女夫婦が、次女夫婦が払えなければ、次女夫婦の娘が婚出するときの花嫁代償によって、次女の弟である長男に対して支払われる（図7参照）

第3子の長男（1994生）はTS/STの女性と結婚（2013年）し、1年間の妻方居住後ここに同居中だ。花嫁代償は未完済だが、2つのペーパー壺<sup>63)</sup>は金銭（70万ドン）で払った。私は長男に2ヘクタールを与える予定だ。女側（長男の妻の両親）は3アールのコーヒーとカシュナツが混植の畑を長男夫婦に与えた。

第4子の次男は2017年にMH/5の女性と結婚した。最初同棲していて一月後に結婚した。妻方居住せず、現在同居中だ。将来私の世話をするのはこの第4子だ。次男には牛を一頭17チウで売った金でバイクを買ってやった。

末子である娘は長老の息子（1995年生）と結婚した。長老の父はBGM県に妻方居住したまま帰ってこず、そのため子供である長老はBGM県生まれだが、祖先はこの集落出身なので今この集落に住む<sup>64)</sup>。末娘は15歳で結婚の申し込みを受けて結婚し今は夫と一緒に住んでいる。

この家は1990年に建設した。一緒に住むのは長男次男夫婦とその子たち二人（4歳、8ヵ月）、そして私たち夫婦と寡婦の母で全9人だ。4ヘクタールはコーヒーとカシュナツの混植で、

63)最も安価な壺の種類。

64)妻方に居住しているわけではないという意味。

カシュナツの収穫高は85チウ、経費は肥料20チウ、成長剤8チウの計28チウ、コーヒーは2.7トンの収穫で70チウだ。自用水田は2期作で1.6トン以上の収穫がある。肥料代は3チウだ。収穫だけでは足りないので買い足している。1997年から牛を飼育し、2016年からは水牛を飼育している。現在家畜は豚3頭、水牛5頭、牛12頭だ。二人の同居の兄弟が交代で面倒を見ている。二人のどちらかは仕事がある時は農業外労働に出る。女性の内職として、カシュナツの収穫後4ヶ月間皮むきなどの清掃加工内職がある。7000-8000ドン/キロで、1日5キロできる。銀行の借金は2001年に20チウ借りたのが最初で、2016年に次女にやる8アールの土地を買うために200チウ借りた。水牛や牛は祭礼に欠かせないから売れば臨時収入になり、おかげで生活は順調だ。

《特徴》

父の耕作地売却、本人の結婚時花嫁代償の支払い方法、長女の異民族との結婚、次女の夫の妻方永住、花嫁代償の現金化、牛、水牛の飼育、土地の購入目的、水稻耕作。

## 2 比較と検討

以下、《表7》の事例を様々な基準で比較検討していく。

最初に開拓可能世代の世帯（家族 no20, 25L, 28R, 30）と、開拓が不可能の世代の世帯（家族 no11, 16, 25R, 27, 28L, 29, 30 の子供）にわけて生計を比較検討する。開拓可能世代の世帯間で比べてみると、各家庭の開拓面積は、労働力に比例して広がった。例えば、家族 no25L や家族 no28R、家族 no30 は1人で開拓したのに対し、家族 no20 では3人で開拓している。家族 no25L、家族 no30 と家族 no28R の大きな違いは土地の売却の有無である。家の建築のために土地を売却した no25L に対し、家族 no28R、no30 では土地を売らずに家を建築したために生活苦に陥らずに済んでいる。家族 no20 は労働者が3人と広い面積を開拓できたため子供に与える面積が広く子供の生活は比較的安定している。開拓が不可能な世代の世帯間を比較すると、経済格差が顕著になってくる。家族 no16 は、土地の購入が早く高騰する前に広い面積の土地を手に入れて成功している。家族 no11 は夫側妻側双方から合計で4ヘクタールの土地を貰い生計が成り立っているのに対し、家族 no27 は夫側から1ヘクタールを受贈、妻側土地管理で0.8ヘクタール、計1.8ヘクタールの畑地があるが経営の失敗で土地が一部収益を生み出していない。家族 no29 についても1ヘクタールの土地を貰ったが経営に失敗し農業外労働に従事して生計を補う。家族 no30 の長女、次女はいずれも土地不足のために父から耕作地を贈与されている。

次に、《表7》の事例から、花嫁代償の支払い方法の原則とその変化が見えてきた。花嫁代償の支払いは、慣習に従えば、もともと新郎の父に支払い義務があった。その支払いは、結婚後も長期にわたり同居していた息子と協業で得た収穫の成果に基づくものであった。土地

が財産化した後もこの原則は若干の変化をしながらも維持されている。家族 no11 では新郎の両親と新郎である息子が花嫁代償を支払っているが、結婚前から土地を持つ家族 no11 の新婚夫婦は、すでに畑を持ち部分的に生計は別だった。そこで伝統的な支払方法に従い、父の畑で協業した成果である収穫高から自分の労働報酬を貰い、それをを用いて父と一緒に花嫁代償の支払いを行ったのである。また、家族 no29 は独立し、かつ夫の実母に支払い能力がないので、伝統的には家族 no29 自身が妻の母に対して花嫁代償の支払い責任を負う。仮に家族 no29 の夫の両親が健在で、支払い能力があったとしても、独立すれば生計は完全に分離するので支払いは親ではなく家族 no29、すなわち結婚した夫婦が責を負うという。しかし、この独立後の支払い責任については家族 no16 のように父が独立後に完済するケースもあり、確定したものではない。

花嫁代償の調達手段については、家族 no28L で明らかなように、伝統的には血縁者からの借財が中心であった。また自分の娘の結婚時の花嫁代償を利用して息子の結婚相手に対する花嫁代償を支払うことができた（家族 no25L）。家族 no27 の二世代にわたる花嫁代償という債務の支払いもこの方法で支払われている。この他に、自分の花嫁代償の支払いのために、妹の結婚の時に受け取った花嫁代償を使用して完済した例もある（家族 no30）。以上は伝統的な例だが、商品作物栽培により現金収入を得るようになると、花嫁代償は現金に換算され支払われるケースも出てきた（no28R, no30 長男、次章参照）。

花嫁代償を家族構成から検討していくと、家族 no25L は 1 男 4 女で、花嫁代償の支払いが容易だが、家族 no28R では、3 男 2 女のために支払いの方が多くなる。実際に支払いでは青田売りをして苦労しており、未婚の息子もいるので将来の債務の発生が見込まれる。

花嫁代償の支払い能力については、払える者（家族 no11, 16）といつ払えるかわからない状態の者（家族 no29）の二極化が進んでいる。例えば、土地を保有している家庭に育った家族 no11 は容易に支払い終えた。家族 no16 では父が全てを負担した。開拓可能世代である親世代の開拓面積によって開発不可の世代の世帯の生活は左右されがちである。

以上、本章では、商品作物栽培後に生じた経済格差の要因、花嫁代償の支払い方法の変化、支払い能力の二分化の現象について明らかにしてきた。そこで次章では、花嫁代償の支払いも含めた婚礼にかかわる儀礼の費用の生活費に占める割合を検討していく。

## VII 特別な出費——婚姻儀礼

まず花嫁代償の実際の事例で作表《表 8》し、《表 7》と比較して生活費に占める割合を明らかにしていく。娘の花嫁代償の額は、娘の父が結婚する時に払った額と同じである。従って未婚の男子を持つ親にとっては予測困難な額である。なお、父の支払った花嫁代償の換算

した金額は現在の価格に直し、実際に現在未払いの債務の量が明らかになるようにしてある。また新婚夫婦が妻方居住を経て夫側両親と同居が終了し独立すれば、支払い責任は新婚夫婦に移る。

作表に際し、便宜上の価格として水牛については1頭30チウ、豚5チウ(1キロ50,000ドン)とした。現実には大きさによって異なる。

家族 no20 は父と長女の事例である。父は長女の夫側に対し、自分が妻を娶った時に失った財産量である花嫁代償を軽減して受けとっている。すでに長女夫婦は独立し、父は夫婦に対し1ヘクタールのカシュナツ畑を与えている。次女はTN村の男性と結婚しているが、夫側は牛と豚各一頭を支払っただけなので夫は妻方居住中である。未払いの花嫁代償は夫側が少しずつ支払う予定である。

家族 no24 は父と長女と長男の事例である。父は長女の夫側に対し、花嫁代償(146.25チウ)を請求したが、一部軽減(52.75チウ)して完済させた(93.5チウ)。長男の結婚の際には、長女の結婚の際に受け取った花嫁代償を使用し、不足分は父親が自分で支払った(53.5チウ)。残った7チウだけが長男夫婦の負債となる。一方、父には3人の未婚の息子がおり、将来3人分の花嫁代償の債務の発生がある。

家族 no25 では、父は三女の夫側に請求した花嫁代償、つまりかつて父が母と結婚する時に支払った花嫁代償の額である。VI章1で述べたように三女の夫は身寄りがないため、全ての支払い責任は三女夫婦になる。しかし《表7》で明らかのように夫はゴム会社に勤務で、37チウの余力があるが、花嫁代償の債務はその5倍以上の221チウである。

また、一女を除き、二女、四女は夫側両親と同居中だが、両親は貧しく、花嫁代償の支払い能力に乏しい。二人の夫の両親が支払えなければ、独立後、二女、四女夫婦が支払うことになる。父は娘たちの夫側の支払う花嫁代償を当てにできず、長男の未払い分157チウを準備しなければならない。

家族 no26 は父と長女夫婦の事例である。この事例では父自体がまだ花嫁代償を完済していない。にもかかわらず長女の夫に対する花嫁代償は軽減し、かつすべての嚮類は金銭換算して金銭で受領している。そして独立していない長女夫婦は残債75チウの支払い責任を負わない。表には掲載していないが、花嫁代償の軽減は次女の結婚に際しても行われている。

家族 no27 はVI章2事例10で記述した長女、次女の結婚の事例である。長女夫婦はすでに独立しているので残債172チウの支払い義務を負う。

は家族 no28 は父が長男の花嫁代償の支払いをほとんど済ませ残債は35チウ。長女の結婚で受け取った花嫁代償(284.5チウ分)で、次男の花嫁代償の支払いをしたため、次男の残債は10チウのみとなった。《表8》の次女では動産の受け取りをしたように記されているが、すでにVI章1で明らかにしたように父は現金で受け取った。四人が全て独立し、長女、次

表8 花嫁代償の支払い実績

| 家族no | 続柄 | 動産     | 水牛      | 豚       | スルン甕   | ペーバン甕  | ンドラン甕 | ジリ甕   | ベイブン甕 | ドバン甕   | ロート甕  | カン甕     | 計       | 未/済 |
|------|----|--------|---------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|---------|---------|-----|
|      |    | 価格     | 40,000  | 5,000   | 35,000 | 350    | 4,000 | 3,000 | 5,000 | 7,000  | 7,000 | 7,000   |         |     |
| 11   |    | 数      | 2       | 4       | 1      | 20     | 2     | 1     |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 80,000  | 20,000  | 35,000 | 7,000  | 8,000 | 3,000 | 0     | 0      | 0     | 0       | 153,000 |     |
| 16   |    | 数      | 2       | 12      | 1      | 12     |       | 1     | 1     |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 80,000  | 60,000  | 35,000 | 4,200  | 0     | 3,000 | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 187,200 |     |
|      |    | 数      | 0       | 0       | 1      | 0      | 0     | 1     | 1     |        |       |         |         | 軽   |
|      |    | 計      | 0       | 0       | 35,000 | 0      | 0     | 3,000 | 5,000 | 0      | 0     | 軽減      | 43,000  |     |
| 20   | 父  | 数      | 3       | 8       | 1      | 40     | 2     |       | 1     |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 120,000 | 40,000  | 35,000 | 14,000 | 8,000 | 0     | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 222,000 |     |
|      | 長女 | 数      | 1       | 4       | 1      | 0      | 2     |       | 1     |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 20,000  | 35,000 | 0      | 8,000 | 0     | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 108,000 |     |
|      |    | 数      | 2       | 4       |        | 25     |       |       |       |        |       |         |         | 軽   |
|      |    | 計      | 80,000  | 20,000  |        | 8,750  |       |       |       |        |       |         | 108,750 |     |
|      |    | 数      |         |         |        | 15     |       |       |       |        |       |         |         | 未   |
|      |    | 計      |         |         |        | 5,250  |       |       |       |        |       |         | 5,250   |     |
| 24   | 父  | 数      | 2       | 3       | 1      | 15     | 1     |       |       | 1      |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 80,000  | 15,000  | 35,000 | 5,250  | 4,000 | 0     | 0     | 7,000  | 0     | 0       | 146,250 |     |
|      | 長女 | 数      | 1       | 3       | 1      | 10     |       |       |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 15,000  | 35,000 | 3,500  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 93,500  |     |
|      |    | 数      | 1       | 0       | 0      | 0      | 1     |       |       |        | 1     |         |         | 軽   |
|      |    | 計      | 40,000  | 0       | 0      | 0      | 4,000 | 0     | 0     | 7,000  | 0     | 軽減      | 52,750  |     |
|      | 長男 | 数      | 1       | 3       | 1      | 10     |       |       |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 15,000  | 35,000 | 3,500  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 93,500  |     |
|      |    | 数      | 1       | 2       | 0      | 10     |       |       |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 10,000  | 0      | 3,500  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 53,500  |     |
|      |    | 数      |         |         |        |        |       |       |       |        | 1     |         |         | 未   |
|      |    | 計      | 0       | 0       | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 7,000  | 0     | 債務      | 7,000   |     |
| 25   | 父  | 数      | 2       | 20      | 2      | 20     | 1     |       | 1     |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 80,000  | 100,000 | 70,000 | 7,000  | 4,000 | 0     | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 266,000 |     |
|      | 一女 | 数      | 2       | 20      | 2      | 20     | 1     |       | 1     |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 80,000  | 100,000 | 70,000 | 7,000  | 4,000 | 0     | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 266,000 |     |
|      | 二女 | 数      | 1       | 3       |        |        |       |       |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 15,000  | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 55,000  |     |
|      | 二女 | 数      | 1       | 17      | 2      | 20     | 1     |       | 1     |        |       |         |         | 未   |
|      |    | 計      | 40,000  | 85,000  | 70,000 | 7,000  | 4,000 | 0     | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 211,000 |     |
|      | 三女 | 数      | 1       | 1       |        |        |       |       |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 5,000   | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 45,000  |     |
|      |    | 数      | 1       | 19      | 2      | 20     | 1     |       | 1     |        |       |         |         | 未   |
|      |    | 計      | 40,000  | 95,000  | 70,000 | 7,000  | 4,000 | 0     | 5,000 | 0      | 0     | 0       | 221,000 |     |
|      | 長男 | 数      | 1       | 10      |        | 20     |       |       |       |        |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 40,000  | 50,000  | 0      | 7,000  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 97,000  |     |
|      |    | 数      | 2       |         | 2      |        |       |       |       |        |       |         |         | 未   |
|      |    | 計      | 80,000  | 0       | 70,000 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 0       | 150,000 |     |
| 四女   | 数  | 1      | 4       |         | 1      |        |       |       |       |        |       |         | 済       |     |
|      | 計  | 40,000 | 20,000  | 0       | 350    | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      | 0     | 60,350  |         |     |
|      | 数  | 1      | 16      | 2       | 19     | 1      |       | 1     |       |        |       |         | 未       |     |
|      | 計  | 40,000 | 80,000  | 70,000  | 6,650  | 4,000  | 0     | 5,000 | 0     | 0      | 0     | 205,650 |         |     |
| 26   | 父  | 数      | 2       | 12      | 1      | 15     | 2     | 1     |       | 2      |       |         |         | 済   |
|      |    | 計      | 80,000  | 60,000  | 35,000 | 5,250  | 8,000 | 3,000 | 0     | 14,000 | 0     | 0       | 205,250 |     |
|      |    | 数      | 2       | 0       | 1      | 20     | 0     | 1     |       |        |       |         |         | 未   |
|      |    | 計      | 80,000  | 0       | 35,000 | 7,000  | 0     | 3,000 | 0     | 0      | 0     | 債務      | 125,000 |     |



| 家族<br>no | 続柄     | 動産      | 水牛      | 豚      | スルン甕   | ペーバン<br>甕 | ンドラン<br>甕 | ジリ甕   | ベイブ<br>ン甕 | ドバン甕  | ロート甕    | カン甕     | 計       | 未 / 済 |
|----------|--------|---------|---------|--------|--------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|---------|---------|---------|-------|
|          |        | 価格      | 40,000  | 5,000  | 35,000 | 350       | 4,000     | 3,000 | 5,000     | 7,000 | 7,000   | 7,000   |         |       |
| 26       | 長女     | 数       | 2       | 5      | 1      | 30        |           |       |           | 1     |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 80,000  | 25,000 | 35,000 | 10,500    | 0         | 0     | 0         | 7,000 | 0       |         | 157,500 |       |
|          |        | 数       | 0       | 0      | 1      | 5         | 2         | 1     |           | 1     |         |         |         | 軽     |
|          |        | 計       | 0       | 0      | 35,000 | 1,750     | 8,000     | 3,000 | 0         | 7,000 | 0       | 軽減      | 54,750  |       |
|          |        | 数       | 1       | 7      |        |           |           |       |           |       |         |         |         | 未     |
|          |        | 計       | 40,000  | 35,000 | 0      | 0         | 0         | 0     | 0         | 0     | 0       | 債務      | 75,000  |       |
| 27       | 長女     | 数       | 2       | 5      | 1      | 40        |           | 1     |           |       |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 80,000  | 25,000 | 35,000 | 14,000    | 0         | 3,000 | 0         | 0     | 0       | 0       | 157,000 |       |
|          |        | 数       | 2       | 4      | 1      | 40        | 4         |       |           |       | 1       |         |         | 未     |
|          | 計      | 80,000  | 20,000  | 35,000 | 14,000 | 16,000    | 0         | 0     | 7,000     | 0     | 債務      | 172,000 |         |       |
|          | 次女     | 数       | 3       | 5      | 2      | 6         |           |       |           |       |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 120,000 | 25,000 | 70,000 | 2,100     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0       | 0       | 217,100 |       |
| 数        |        | 2       | 6       |        | 74     |           | 5         |       |           |       |         |         | 未       |       |
| 計        | 80,000 | 30,000  | 0       | 25,900 | 0      | 15,000    | 0         | 0     | 0         | 債務    | 150,900 |         |         |       |
| 28       | 長男     | 数       | 3       | 6      | 2      | 30        | 1         |       | 1         |       |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 120,000 | 30,000 | 70,000 | 10,500    | 4,000     | 0     | 5,000     | 0     | 0       | 0       | 239,500 |       |
|          |        | 数       |         |        | 1      |           |           |       |           |       |         |         |         | 未     |
|          |        | 計       | 0       | 0      | 35,000 | 0         | 0         | 0     | 0         | 0     | 0       | 債務      | 35,000  |       |
|          | 次男     | 数       | 3       | 15     | 1      | 40        |           |       |           |       |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 120,000 | 75,000 | 35,000 | 14,000    | 0         | 0     | 0         | 0     | 0       | 0       | 244,000 |       |
|          |        | 数       |         |        |        |           |           |       |           | 2     |         |         |         | 未     |
|          |        | 計       | 0       | 0      | 0      | 0         | 0         | 0     | 10,000    | 0     | 0       | 債務      | 10,000  |       |
|          | 父      | 数       | 3       | 15     | 2      | 30        | 1         |       | 1         |       |         |         |         | 済     |
|          | 計      | 120,000 | 75,000  | 70,000 | 10,500 | 4,000     | 0         | 5,000 | 0         | 0     | 0       | 284,500 |         |       |
|          | 次女     | 数       | 3       | 6      | 1      | 20        | 1         |       | 1         |       |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 120,000 | 30,000 | 35,000 | 7,000     | 4,000     | 0     | 5,000     | 0     | 0       | 0       | 201,000 |       |
| 数        |        |         | 9       | 1      | 10     | 1         |           | 1     |           |       |         |         | 軽       |       |
| 計        |        | 0       | 45,000  | 35,000 | 3,500  | 4,000     | 0         | 5,000 | 0         | 0     | 債務      | 92,500  |         |       |
| 31       | 次女     | 数       | 1       | 6      |        | 15        |           |       |           |       |         |         |         | 済     |
|          |        | 計       | 40,000  | 30,000 | 0      | 5,250     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0       | 0       | 75,250  |       |
|          |        | 数       | 6       | 6      | 1      | 0         | 1         |       |           | 1     |         |         |         | 未     |
|          |        | 計       | 240,000 | 30,000 | 35,000 | 0         | 4,000     | 0     | 5,000     | 0     | 0       | 債務      | 314,000 |       |

出典：筆者作成

女の花嫁代償は全て受け取っている。息子は独立したので各人が支払いの責を負う。同居中の未婚の息子がおり将来の債務の発生が見込まれる。

家族 no31 の次女の結婚当初は花嫁代償を夫の両親が支払ったが、すでに高齢で支払い能力がなく、次女夫婦は独立したため残債を支払うことになっている。

以上、花嫁代償の支払いの代表的な事例を幾つか挙げた。前章でも述べたように、かつて、同居期間が長かった頃は労働も食事も両親と行っていたため、花嫁代償の支払いは代表者である両親の財産管理下で行われた。しかし同居期間が極端に短く独立が早まった現在、独立した時点で経済も分離するので新婚夫婦に支払い義務が移る。

その結果として、独立時に贈与される土地が少なければ長期にわたる債務支払いに苦しむ傾向になる。家族 no25 の各事例や家族 no27 の長女、家族 no31 では新婚夫婦が債務に苦しむ状態になるであろうことが明らかである。

婚礼費用についてその負担者が誰かを聞くと、殆どのインフォーマントは「全額夫側の出

費だ」という。宴席費用はかなりの金額にのぼる。すでに〔本多 2017: 126-131〕で婚姻関連儀礼について明らかにしたが、そのうちの婚礼、ジャロジャカイについては婚礼請負会社より、椅子と机を借り、料理も注文して盛大に行われる。その費用は概ね夫側負担である。一例をあげると、夫側妻側併せて 300 人を超える参加者の宴席では円形の机が 40 用意され、机の上に料理が並ぶ。一つの机当たり 1 チウドンの料理が準備され、この他にビールやジュースも準備される。ビール 1 ケース 24 本入りが 150,000 ドンで 20 ケース、ジュースが 100,000 ドンで 10 ケース、トータルの費用は 43 チウ。この費用は夫側が必ず準備しなければいけない。しかもこの二つの儀礼は日を置かずして行われるため夫側の準備は倍額になる。2 回でその倍額の 86 チウとなる。家族 no28 の青田売りの要因はこれである。例えば、あくまでも推定だが、家族 no24 の父は三人の未婚の息子がいるので、花嫁代償一人分（《表 8》平均値 250 チウ弱）× 3 に 86 チウ × 3 を加えた額の 1,000 チウ超の将来の債務が予測される。

夫側の出費がかなり多いが、〔本多 2017: 129-130〕で明らかにしたように妻側にも出費がある。婚礼の際に男側参加者に配られる贈与財（布団類）があり、100,000 ドン／人の費用が掛かる。100 人で 10 チウ。この他に婚姻関連儀礼の最後の儀礼であるペイロムで水牛 1 頭と豚 1 頭で 45 チウ。トータルで 55 チウが必要となる。例えば、家族 no5 の父は 3 女 1 男が全て未婚なので、将来的には花嫁代償一人分、婿側宴席費用 × 1（86 チウ）、嫁側宴席費用 × 3（165 チウ）、総計 401 チウ相当が出費として見込まれる。

## VIII 収入増と安定化の手段

前章までで、各家庭の経済格差が激しくなった要因、かつ花嫁代償を含めた婚礼関連費用の負担について検証した。そこで彼らが婚姻関連費用の増大する中でどのような収入安定化の手段をとろうとしているかを明らかにする。

### 1 商品作物の多角化と家畜の飼育

#### a 商品作物の多角化

《表 3》で明らかにしたように現在はカシュナッツだけでなく、ゴムやコーヒーなど多角化を進める家庭が多い。《表 7》の 14 事例中、7 事例が 2 品種以上の栽培の多角化を行っている。さらに、家族 no28R《表 7》では胡椒栽培を行っている。家族 no20 ではグネモンの葉（lá nhíp）の栽培、販売を始めている。家族 no16 では今年からドリアン栽培を始めている

#### b 家畜の飼育

家族 no30 は長く牛の飼育をしていたが、2016 年より水牛を新たに購入した。また家族 no11、家族 no31 では 2014 年から新たに養牛、養豚を開始している。牛、水牛、豚は儀礼

用に欠かせず、集落内で需要が多い。

## 2 収入の多様化

### a 肉体労働者

労働者として男性 200,000-250,000 ドン、女性 150,000-180,000 ドン/日の日雇いの仕事  
が一般的に行われている。《表 7》の農業外労働の多くがこれに当たる。職種はカシュナツツ、  
コーヒー畑の雑草取り、落葉の片づけ、枝の剪定などの農作業のほか建設労働者がある。  
副業ではなく、土地が狭小で、この仕事の主となる人々も出始めている。但し、これら仕事  
はほとんどが日雇い、あるいは季節労働のため安定した生計は難しい。

### b カシュナツツの加工内職

6,000-9,000 ドン/キロで1日5キロ~8キロ作業  
可能。2016年位から始まった。月払い。近隣のカシュ  
ナツツ加工工場に行き、カシュナツツを預かってき  
て行。自分の家の農作業があるので、従事する期  
間は6月から10月の農閑期に限られる。



写真1 カシュナツツ加工内職

出典：筆者撮影

### c 家畜飼育請負（牛小作）（1986年生 MH/5）

水牛の飼育を依頼されて受ける場合、初年度は子  
牛が生まれたら飼育者の所有となり、2年目以降が持  
ち主の物となる。飼育をした場合に、牛糞が販売可  
能である。

### d 薪売り

180,000 ~ 400,000 ドン/立方メートルで販売。枝  
の剪定、伐採後に道端に薪として積み収集を待つ。



写真2 回収を待つ薪

出典：筆者撮影

## 3 金融（銀行と青田売り）と不動産投資・投機

プロ集団の人々はキン族農民に対し、カシュナツツ畑の地主として青田売りをしている。青田売りの  
始まりは雑貨屋が米を先売りしてその対価をカシュ  
ナツツで求めることから始まった。インフォーマント（1979年生 DK/2）は次のように語る。

「1998年 DkH 村から始まった。最初、青田売りすると買った人がカシュナツツの木をだ  
めにしてしまうという噂があった。しかし問題ないことがわかり、2004年ごろから我が集落  
では売り始めた。今では数年分まとめて売る者もいるし、全所有農地分の収穫を売る者もい

るが、一部の収穫と1年分のみを売る者もいる。全所有農地の収穫を売った者は働きに出る者もいる。青田売りをする場合には集落内に購入者の仲介人がおり、1割の手数料を払って紹介してもらう。銀行への返済は100チウを超えると難しくなる。それで青田売りが多くなる。そして最後には土地を売却しなければなくなる」

このインフォーマントは負の面を強調する。例えば家族 no25 《表 7》《表 8》の四女が嫁いだ夫の実家は、銀行の借金が返せなくなり今年から全所有面積（3アール）を青田売りした。しかし、実際には利用権証が未交付のために土地を担保にすることができず、銀行借入をできない多くの人々が銀行代わりに青田売りを利用している。利用目的は銀行と同じで、その目的の多くが農業の投資費用、生活費の捻出のためというが、他の事例もある。例えば、前出の家族 no28R である父は、息子たちの婚礼費用捻出のために行っているし、あるインフォーマント（1984年生 BM/1）は花嫁代償の費用に充てるため結婚して5年の間貰ったカシュナツ畑を65チウで青田売りをして、その間農業外労働に出た。また、近年の収穫の低迷から収入の安定のため青田売りが利用されている。

上記青田売りしたインフォーマント（1984年生 BM/1）の弟（1991年生 家族 no28の次女の夫）は2015年に相続地1.6ヘクタールを5年間125チウで青田売り、それを元手に妻方の出身地のプロ集団からPS村のカシュナツ畑を112チウで購入している。

家族 no26 は《表 4》の通り短期間で売買を繰り返す不動産投機をしており、その間に銀行借り入れと青田売りを利用して7.7ヘクタールの地主になっている（第V章1参照）。

なお、青田買っているのは近隣のキン族であり、プロ集団内部では取引は行われていない。

#### 4 商業の始まり

未婚の男性（1990年生 DK/6）は自分の伯母（父の姉1961年生 生まれた時から足が悪く未婚）が農作業などをできないため、雑貨店を営んでいた影響もあり、2018年7月から喫茶店を開業した。土地は父の所有地で、自ら農業労働に行き貯めた40チウで材料を購入し兄弟の労力の助けを借りて完成させた。現在は農業外労働に出ながら、朝だけ開業しているが、1チウ以上1月の売り上げがあるという。

また（1953年生 DK/2 《表 5》《表 6》家族 no5）も、2016年8月より集落内で雑貨店兼喫茶店の経営を始めた。

#### 5 水稲耕作——飢餓防止と健康

DP/DL, DP/DT, MH/1, DK/6, DK/7 では水稲耕作を行う者が多い[本多 2016: 206]。《表 7》の家族 no27, 家族 no30 がそれにあたる。2015年にラムドン省で旧調査地のチル集団にたまたま会ったとき、やはりキン族から土地を借りて水稲耕作をしはじめていた [本多 2016:

215]。この時の聞き取りでは飢餓防止が目的だったが、現調査地での水稲耕作の目的は飢餓を避けるための自用に加え、安全な食を確保することである。ベトナムでは人口増大による食糧確保のために土地潜在能力を上げようと大量の化学肥料や殺虫剤が使われ、問題になっている<sup>65)</sup>。

## 6 花嫁代償の軽減の動き

《表8》家族no16, 20, 24, 26, 28はいずれも花嫁代償が軽減されているが、その理由はまちまちである。

家族no16では理由は不明。男側から値切っている。家族no20では、結婚した当時夫側は4人兄弟で土地を分けておらず、妻側から与えたカシュナツ畑は2012年にゴム農園に切り替えたので、夫側に余裕がなかったからという。家族no24では長女夫婦が両親と同居し続けることになり、娘の負担を減らすために父が放棄したのである。家族no26は宗教上の理由、女側の父がミッション系キリスト教の執事だったためである。家族no28では、次女の結婚当初から花嫁代償と婚礼等の支払いに、継父、母、次女の夫が負担しており、次女夫婦の負担を軽減するために行われた。このように様々な理由がありながらも、次第に軽減の動きは広がっている。

## 7 妻の集落への居住

家族no25Lの三女の夫や家族no28Lの次女の夫、家族no30の次女の夫、そしてno29の夫はいずれも土地がなく、妻方に居住している。このように、かつては夫の集落に居住する夫方居住の原則が、生活安定のために土地の有無で選択する居住地選択制になっている事例がある（第VI章参照）。



写真3 喫茶店 (DK/6)

出典：筆者撮影

## おわりに

本稿では、2000年以降に顕著になった土地の財産化がもたらした社会変化について明らかにしてきた。

65) 詳細は [グエン・ディン・クー他 2017: 75] 参照。

- 1, 開拓可能時代の開拓面積は家庭内の労働者数で左右された。ここで出来た差は、開拓不可能時代の世帯 = 子供の世代が自ら開拓して土地を得ることができないため、次の世代の貧富の差に大きく影響を与えた。子供（男子）が何人いるかで相続できる面積も変化した。
- 2, 新婚家庭は自ら開拓できず、夫側から土地を与えられても親世代より所有面積が少ないのは明らかだったので、妻側の親が土地を娘夫婦に贈与し始めた。
- 3, いくら裕福でも自分の産んだ子が女性よりも男性の数が多ければ、花嫁代償の支払いは大きな負担になる。そのため、夫側妻側双方から花嫁代償の軽減の動きが出始めた。
- 4, ラムドン省に住むチル集団でも 95 年位から始まっていた [本多 2011: 179] が、花嫁代償の財産である甕等が金銭に換算されるケースが出現してきている。
- 5, 筆者が調査した 2015 年ラムドン省ドックチョン県ヒエップタイン村 K 集落でも、コホー族が水、肥料販売、雑貨販売を集落内ですでに開始していたが、ここでも商業活動として、不動産投機による利益追求や、雑貨店、喫茶店の経営の開始、ゴム会社への勤務が始まっている。また土地が 1 ヘクタール以下の農業労働者専業に近い者が出現した。

以上のように、土地の財産化は大きな社会的影響をもたらし、新たな階層を生み出したといえよう。伝統的な焼畑農民の階層は、無限の土地があったという点で平等で一つだった。森の消滅と商品作物の栽培に伴う土地の財産化によって、農地だけで生計を立てられる者 = 専業農家と、副業をしなければ生計が成り立たない者 = 兼業農家に二分された。しかしこの持てる者と持たざる者の二つの階層は流動性があり、現在専業農家の場合は男子の子供が多数で現状から発展できなければ自分の子供の世代は農家である限りその階層にとどまることは難しくなり、兼業農家になる。同様に、兼業農家は複数の子供に土地を分配すれば土地がさらに狭小となり、子供の世代は農業労働者専業となるか、雇用労働者となる可能性が出てくる。

専業農家をトップとした各階層からの下降傾向は、土地面積に依存している限り非常に強い。下降を防ぐ手段として第 VIII 章であげた収入増と安定化の手段の他に、新たな慣習が生まれつつある。あるインフォーマント（1965 年生 DK/1）によれば、「2000 年になり、土地はすべて開拓され、もはや新たな土地は手に入れられなくなった。そのため新たな問題が結婚時に発生している。申込時に土地がなければその問題を解決しなければならない。なぜなら花嫁代償は依然として支払わなければならないので妻方居住期間は長くなるからだ。2006 年に土地使用権証書が交付されたので、妻方居住する際は妻方の土地を 1 ヘクタールは新婚夫婦に与えるのが条件になっている」<sup>66)</sup>しかし、本稿（V 章 3）で指摘したように子供の世代になると耕作地平均面積は 1.8 ヘクタールで 2 ヘクタールにも満たない。つまり、多くが耕作地 2 ヘクタール未満の貧困戸として申請可能な状態になってしまう。

66) TS 村でも面積は異なるが妻方居住の条件として耕作地と家、農具の準備がある [本多 2017: 133]。



キン族出身の集落長 (DK/6) は言う。「カシュナツ畑 2ヘクタールあれば、キン族なら夫婦と子供二人で十分生活可能だ。しかし婚礼費用がかかりすぎるから苦しくなる」これを解消する動きが花嫁代償の軽減である。また花嫁代償を金銭に換算することも、伝統的な財産を授受するより柔軟に利用できることを考えれば一種の軽減策と言えよう。今回花嫁代償の軽減事例を収集できたが、軽減ができるのは一部の例を除き、あくまでも上の世代が完済している場合である。上の世代が未済の場合には家族 no27 の妻の姉の花嫁代償が過去の債務の弁済に使われたように容易に軽減できない。花嫁代償の支払いの軽減が前世代のものを完済せずに軽減することは、過去の債務の弁済が滞ることを意味し、リネージ間の紐帯を壊すことにもつながりかねないのである。

筆者はラムドン省におけるチル集団の調査に基づき婚姻連帯拡大型変動モデルを提示した [本多 2011: 283-286]。冒頭で述べたようにチル集団はジュネーヴ協定以後、戦略邑に集住した時点で原住地を失った移民の状態、移住先は無主の地も少ない状態だった。そのためチル集団では土地喪失の危機感と共に、伝統的な姻戚関係の慣習に裏付けられた、土地を目的とした婚姻がみられた。前回までの調査では、プロ集団の場合、多くが原住地を失っていないがために、婿側が土地獲得のためにする婚姻事例はなく、また妻方への永住の事例もわずかだった。しかし今回の調査では妻方への永住は 4 事例ほど収集することができた。いずれも結婚申し込みの段階から夫側に土地がないことは明らかだった。このことは社会階層の下降傾向が変わらなければ、次第に居住地選択制の社会へと変わっていくことを意味している。そして妻方への永住と結婚後の娘に対する父から土地の贈与が慣習として確立したならば、夫側から見れば土地を目的とした婚姻というシステムが生まれる可能性がある。つまり、チル集団と比べてプロ集団は土地喪失の危機感の到来が 30 年ほど遅れている分、遅れて土地を求めた婚姻システムが生まれる可能性がある。

最後に、長の扱ったダクラク省の事例、特に問題点 (1) 森林破壊 (2) 不適地での植栽と水不足 (3) 偏倚した土地利用 (4) 流通問題 (5) 金融問題 [長 2005: 296-310] との類似点を簡単に明示しておきたい。なお、流通問題については未調査なので除く。

#### (1) 森林破壊

ブダン県の現在の残存天然林が総面積の 0.5 パーセントしか残っていない。開拓しつくされていると言った方がいいだろう。県内をバイクで走り回ってもほとんどが商品作物の畑地である。植林地を含めても 33% に過ぎない。II 章 2-4 でも明らかにしたように 1993 年から始まった植林プログラムにも逆行して森林破壊が進んでいた。その原因の一つはダクラク省と同様に人口増である。調査地のあるブダン県では 1959 年以降にキン族が移住し (II 章

2-2)<sup>67)</sup>、革命後はII章2-3、ドイモイ後はII章2-4、IV章3で明らかにしたように爆発的な人口移動が三たび繰り返されたのである。さらに2008年から2011年までの期間にも面積は急激に減少した。これは政府が貧弱な自然林からゴム林への転換を許可した期間でもあり、この期間に43,000ヘクタールのゴム林への転換が進んだ[Sở nông nghiệp & phát triển nông thôn tỉnh Bình Phước (online) 2015: 11]。また、現在プロ集団が住んでいる木造の家は実はキン族がレンガの家に建て替える際にその古材を購入したものである。キン族の建てた木材の家は、移住開拓に合わせて建てられた家である。その木材の調達先は開拓した森である。以上、長がダクラク省で明らかにした森林破壊がビンフック省でも同様に起きていると考えられる。

#### (2) 不適地での植栽と水不足

カシュナッツ、ゴムはコーヒーよりも栽培条件がゆるく灌漑なしでも収穫可能であるという[長2005: 302]。それでもV章1で明らかにしたように傾斜地の開拓が行われ、現在もなお使われている状態にある。この他にも彼らが不適地と認識している白土(Đất Trắng)と呼ぶ地も開拓し栽培されている。また1998年にDK/2集落にUNICEFによって井戸が作られたが、すでに枯渇、放棄しているということは作られた時より地下水が減少していることの証左である。また多くの人々がコーヒー、ゴム栽培の少ない理由を水資源がないからだという。このようにここでもダクラク省と同じ現象がみられる。

#### (3) 偏倚した土地利用

最初に政府によって導入されたのがカシュナッツであった。そして1997年にブダン県が成立しカシュナッツ栽培重点地域として栽培を促進した。単作がなかなか解消されないのは、カシュナッツは最悪の場合肥料なしでも収穫ができる(《表7》25L, 29参照)からであり、ゴムについては初期投資費用の回収が苗を植えてから収穫までの5年後という長期になること(《表7》23参照)、労働時間の長さによるものである。さらにゴムの樹液を取るためにはコーヒー同様水が必要である。コーヒーとゴムについては上述した水源不足である。従って両者を始める場合は水やり用のモーターなどの初期投資費用が加わる(《表7》31参照)からである。このようにカシュナッツへの偏倚が激しいが、それでも不作の年もあるので、次第にゴム、コーヒー、さらには果樹へと多角化しつつある(《表3》参照)。

#### (4) 金融問題

VIII章3でも触れた、借入先である。調査地でも聞き取りで聞かれたのは、土地の担保にできる利用権証がある場合はベトナム農業農村開発銀行、利用権証がない場合の青田売り、あるいはリネージ間の借り入れである。筆者の調査では、リネージ、あるいは友人からの借り入れ事例が一番少なく(《表7》24, 31参照)、青田売りや銀行利用が一般的だった。そしてインフォーマントの多くが、集落内で借金していない人はいないと語るほど、一般化して

67)クアンナム、クアンガーイの移民は58年、64年、86年の3段階であった。

いるのである。しかしこのような状態は収穫がなければ土地を失う危機が訪れる。そのため、今年のような不作の場合は一部の家庭に対し政府からの補助金が交付される<sup>68)</sup>。

以上のように長が提起したダクラク省での農業上の問題点 (1) II章 2-4 で明らかにしたプログラム 327 以降も植林プログラムは進められている。実績は II章 1-2 で明らかにした自然林以外の植林地は 42,619 ヘクタールである。(2) 水不足についてはブダン県でラムドン省との境界においてドックタイン (Đức Thành) ダム, D10 集落においてダックグルン 2 (Đuk Glun 2) の農業用ダムが建設計画実施中である [UBNDHBD 2016: 8] (3) 偏倚した土地利用は、調査地では解決の動きがみられ始めていることが判明したのは VIII 章 1 の多角化の通りである。(4) 借入金問題については不作時には人民委員会が補助する政策がとられている (注 68 参照) 以上、長の指摘した農業上の共通の問題が、どのように政権によって対応されているか明らかにすることができたと思う。これらの問題に対する対応を調査地で注視することは、社会変化を予想する上で重要である。

今後の課題としては、第一に、花嫁代償の量的軽減が、抵抗なく広がっていくかどうか注視したい。軽減の広がりにはまさに今までの紐帯の衰退を示唆するからである。第二に、土地を目的とした婚姻というシステムが生まれるか否かについて、そしてその際の伝統的な紐帯との関連性についても注目していきたい。

第三に、長の指摘したダクラク省における変化と問題が調査地の問題とほぼ合致することが確認できた。今後ダクラク省の調査の準備の一環としてダクラク省との比較をさらに進めていきたい。そして筆者の婚姻連帯拡大型の社会変動モデルの適用が元焼畑耕作民に可能であれば、彼らの住む地域が、現在土地不足の状況に陥りつつあり、何らかの対策・農業政策の転換、あるいは余剰労働力を吸収する場、産業が必要であることを示しているのである。

## 参 考 文 献

グエン・ディン・クー, チャン・ティ・ニユン

2017 「ベトナム社会の人口変動と持続可能な発展への影響」『変容するベトナムの社会構造——ドイモイ後の発展と課題』佐藤厚一郎 (編), 65-77 ページ, 東京: 専修大学出版局。

長憲次

2005 『市場経済下——ベトナムの農業と農村』東京: 筑波書房。

68) 2016-2017 年にカシュナッツが不作だった者に対し 4,097,500,000 ドンを成長剤の購入資金として補助し、また 142.5 ヘクタールを使用する貧困戸, 近貧困戸, 少数民族の 256 戸に対し, 老木のカシュナッツを植え替えるために 27,790 本のカシュナッツの苗木を与えた [UBNDHBD 2018: 1-2]。

本多守

2011 『ヴェトナムのコホー族——チル集団の社会と儀礼の変容』 東京：風響社。

2016 「資料にみるビンフック省の社会変容——プロ集団を中心に」『(東洋大学) アジア文化研究所研究年報』 51: 196-216.

2017 「ベトナム・ビンフック省に居住するプロ集団の婚礼の変容」『(東洋大学) アジア文化研究所研究年報』 52: 123-138.

Azémar, Henri

1886 Les Stiengs de Brolam, *Excursions et Reconnaissances*, XII, 5-54.

Cửu Long Giang, Toan Ánh

1974 *Việt Nam Chí Lược Miền Thượng Cao Nguyên*, Saigon:Lê Lợi thư quán.

Đặng Nghiêm Vạn

2002 Vấn đề đất đai ở các tỉnh Tây Nguyên, In *Một số vấn đề phát triển kinh tế-xã hội buôn làng các dân tộc Tây Nguyên*, edited by Trung tâm khoa học xã hội và Nhân văn Quốc gia, pp.324-353, Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.

Đinh Văn Liên

1985 Đặc điểm môi sinh và dân số của người Stiêng, In *Vấn đề dân tộc ở Sông Bé*, edited by Mạc Đường, pp.41-64, Sông Bé: NXB, Tổng hợp Sông Bé.

Gerber, Théophile

1951 Coutumier stieng, *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient*, 45(1): 227-271.

Mạc Đường

1985 Vấn đề dân cư và dân tộc ở Sông Bé qua các thời kỳ lịch sử, In *Vấn đề dân tộc ở Sông Bé*, edited by Mạc Đường, pp.11-40, Sông Bé: NXB, Tổng hợp Sông Bé.

Phan Ngọc Chiến

1985 Kinh tế nông nghiệp của người Stiêng trước và sau năm 1975, In *Vấn đề dân tộc ở Sông Bé*, edited by Mạc Đường, pp. 65-88, Sông Bé: NXB, Tổng hợp Sông Bé.

Salemink, Oscar

2003 *The Ethnography of Vietnam's Central Highlanders: A Historical Contextualization, 1850-1990*, Honolulu: University of Hawai'i Press.

Tỉnh Ủy- UBNDT Bình Phước (本稿では TUBP と略)

2015 *Địa Chí Bình Phước I*, TPHCM: Nxb, Chính trị Quốc gia- Sự thật.

2015 *Địa Chí Bình Phước II*, TPHCM: Nxb, Chính trị Quốc gia- Sự thật.

Ủy ban nhân dân huyện Bù Đăng (本稿では UBNDHBD と略)

2016 Biểu thông kê thành phần dân tộc (tháng 6 năm 2016) :Đức Phường

2018 BAO CAO kết quả thực hiện nhiệm vụ phát triển kinh tế - xã hội, quốc phòng - an ninh năm 2018 và nhiệm vụ, giải pháp năm 2019

[ウェブサイト]

Báo Bình Phước

2018.07 “Bù Đăng chú trọng phát triển nông nghiệp bền vững.” Accessed on January 07, 2019.

<http://baobinhphuoc.com.vn/Content/bu-dang-chu-trong-phat-trien-nong-nghiep-ben-vung-18615>

2018.11 “Bù Đăng: Tỷ lệ hộ nghèo giảm nhanh nhờ thực hiện đồng bộ nhiều giải pháp.” Accessed on January 07, 2019.

<http://baobinhphuoc.com.vn/Content/bu-dang-ty-le-ho-ngheo-giam-nhanh-nho-thuc-hien-dong-bo-nhieu-giai-phap-574014>

Báo Lao Động

2018.9 “Vụ "dân mất mùa điều" ở Bình Phước: Có làm trái chỉ đạo của UBND tỉnh?” Accessed on September 09, 2018.

<https://laodong.vn/kinh-te/vu-dan-mat-mua-dieu-o-binh-phuoc-co-lam-trai-chi-dao-cua-ubnd-tinh-623069.ldo>

Báo Sài Gòn

2012.3 “Bắt Giám đốc Ban quản lý rừng phòng hộ Bù Đăng” Accessed on September 10, 2018.

<http://www.sggp.org.vn/bat-giam-doc-ban-quan-ly-rung-phong-ho-bu-dang-332374.html>

Công ty TNHH MTV cao su Phú Riềng

— “Đơn vị trực thuộc tiếp theo” Accessed on September 09, 2018.

<http://www.phuriengrubber.vn/vi/don-vi-truc-thuoc/141-don-vi-truc-thuoc-tiep.html>

Công ty CP đầu tư xây dựng cao su Phú Thịnh

— “Nông trường cao su Thống Nhất” Accessed on December 26, 2018

<http://www.phuthinhrubber.vn/nong-truong-cao-su-thong-nhat>

Giáo Phận Kontum

2016 “Dân Tộc Xtiêng – Vùng Bình Phước – Đón Nhận Hạt Giống Tin Mừng Năm 1856.” Accessed on January 07, 2019.

<https://gpkontum.wordpress.com/2016/11/14/dan-toc-xtieeng-vung-binh-phuoc-don-nhan-hat-giong-tin-mung/>

Missions Étrangères de Paris

— “AZÉMAR Henri-Jean (1834-1895) VIETNAM.” Accessed on January 07, 2019.

<https://archives.mepasie.org/fr/notices/notices-biographiques/azamar>

Sở nông nghiệp & phát triển nông thôn tỉnh Bình Phước

2015.11 “Rừng Bình Phước qua các thời kỳ.” Accessed on November 10, 2018

<http://sonongnghiepbp.gov.vn/index.php?language=vi&nv=news&op=Tin-dia-phuong/Rung-Binh-Phuoc-qua-cac-thoi-ky-1038>

UBND huyện Bù Đăng

2018.02 “Bù Đăng tổng kết công tác quản lý bảo vệ rừng năm 2017.” Accessed on September 09, 2018

<https://budang.binhphuoc.gov.vn/Tin-tuc-Su-kien/bu-dang-tong-ket-cong-tac-quan-ly-bao-ve-rung-nam-2017-2367.html>